

経営管理権集積計画

1 個別事項

整備番号	理番	集C-1	経営管理権の設定を受ける市町村(乙)	(名称) 釜石市長 野田 武則				(所在地) 岩手県釜石市只越町3丁目9番13号	
			経営管理権を設定する森林の森林所有者(甲)	(氏名又は名称) [REDACTED]				(住所又は所在地) [REDACTED]	
乙が経営管理権の設定を受ける森林(A)									木材の販売による収益から伐採等による経費を控除して甲に支払われるべき金額(D)の額の算定方法 乙が甲にべき時支払期、相手方及び方法
番号	所	在	地番	林班	小班	地目	面積ha	現況樹種	経営管理権の始期 の存続期間 (終期)(B)
1	釜石市栗林町	23-53	325	8-1	山林		スギ 62	2022. 6. 1 (2042. 3. 31)	別添1の③参照 別添2の②参照
2	同上	23-53	325	8-2	山林		ソノダル 62	同上	別添1の④参照
3	同上	23-53	325	8-3	山林	1.54	ソノダル 62	同上	別添1の④参照
4	同上	23-53	325	8-4	山林		スギ 49	同上	別添1の③参照 別添2の②参照
5	同上	23-53	325	8-5	山林		アカマツ 48	同上	別添1の③参照 別添2の②参照
6	同上	23-62	325	26-1	山林		スギ 66	同上	別添1の①参照 別添2の①参照
7	同上	23-62	325	26-2	山林		アカマツ 48	同上	別添1の②参照 別添2の①参照
8	同上	23-62	325	27-1	山林	0.85	スギ 66	同上	別添1の①参照 別添2の①参照
9	同上	23-62	325	27-2	山林		アカマツ 57	同上	別添1の①参照 別添2の①参照
10	同上	23-62	325	27-3	山林		アカマツ 48	同上	別添1の②参照 別添2の①参照

経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者(乙)が経営管理権の設定を受けた森林(A)

乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）

この計画に同意する。

の許可に同意する。

卷之三

五(上)

武田重

釜石市長 野田 武則

(記載注意) (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別表とすること。

3) (A) 側の「面積」は林地日帳に記載されたに地番ごとの面積を記載すること、(B) 側の「面積」は林地日帳に記載されたに地番ごとの面積を記載することとし、外地口帳に記載する部の一部を添付することとした。

4) (A) 僕の「元ひき倒屋」及び「ラジカル小町」はふたつとも、おとこにいっては珍しい、珍らしく、珍らしきことである。

5) (B) 棚は「〇〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

2 共通事項

この経営管理権集積計画の定めるところにより設定される経営管理権及び経営管理受益権は、1の個別事項に定めるもののほか、次に定めるところによる。

(1) 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容
乙は、1の個別事項に記載された森林（以下「当該森林」という。）の経営管理のため、1の個別事項に定めるところにより立木の伐採及び木材の販売、造林並びに保育（以下「伐採等」という。）を実施し、木材の販売による収益（以下「販売収益」という。）を收受するとともに、販売収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合にその一部を甲に支払う事業を実施すること

(2) 受託者の義務

- ① 経営管理実施権集積分計画が定められない場合には、乙は、自己の財産に対するのと同一の注意義務をもって経営管理を行いう義務を負う。
- ② 経営管理実施権集積分計画が定められる場合には、経営管理実施権の設定を受けける者（以下「経営管理実施権者」といいう。）は甲に善管注意義務を負い、甲は、当該経営管理実施権者に対して義務の履行を求めることができる。また、乙はこの経営管理権集積計画及び当該経営管理実施権集配分計画に規定された報告徴収の権限の範囲において、経営管理実施権者に対する監督責任のみを負う。

(3) 経営管理権の対象とする森林

当該森林にある立木竹は、甲に帰属する。

(4) 経営管理権及び経営管理受益権の設定

この経営管理権集積計画の公告により、乙に経営管理権が、甲に経営管理受益権（金銭の支払を受ける権利）が、それぞれ設定される。乙に設定された経営管理権は、この公告の後ににおいて当該森林の森林所有者となつた者（国その他の森林の森林所有者となつた者）に対してても、その効力があるものとする。

(5) 租税公課の負担

甲は、経営管理権の目的物に対する固定資産税その他の租税を負担する。

(6) 経営管理権の設定等の条件

- ① 乙は、甲が次のいずれかにより乙に経営管理権集積計画を定めさせたことが判明した場合
ア 甲が偽りその他不正な手段により乙に経営管理権集積計画を定めた場合
イ 甲が当該森林に係る権原を有しなくなった場合
乙は、災害その他の事由により当該森林において（1）に掲げる事項を実施するところが著しく困難となつたときは、気象災等により被害が発生して（9）、（10）により復旧を行う場合を除き、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。
③ 甲は、1の個別事項に定める経営管理権の存続期間の中途中において解約しようとする場合は、乙の同意を得るものとする。
④ 甲及び乙は、この経営管理権集積計画に定めるところにより設定される経営管理権に関する事項は変更しないものとする。
- ② 乙は、（1）、（9）、（15）に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林に隨時立ち入り、又は当該森林に設定された路網その他の施設を使用し、若しくは乙以外の者に使用させることができる。
② 乙は、（1）、（9）に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林内に森林作業道その他の施設を設置し、又は乙以外の者に設置させることがある。この場合において、乙は、当該設置された施設の維持管理を行うものとする。
③ 乙は、当該森林の立木が第三者に対して損害を及ぼすおそれがあると認めめる場合であつて、かつ第三者から当該立木について除去等を行いたい旨の申出がある場合には、第三者が当該立木について除去等を行うことを認めることができる。

(8) 甲への通知

当該森林について販売収益が生じた場合、経営管理実施権が設定されないときには乙が（経営管理実施権が設定されるときには経営管理実施権者が）甲に対

して販売収益、伐採等に要した経費等に係る明細書を通知するものとする。

- なお、
① 気象災等により当該森林について被害が発生した場合、乙が復旧を行うこととし、甲はこれを承諾する。
② 乙は、甲の費用負担において甲を被保険者として当該森林に生育する樹木について森林保険を付保することにより定める。
当該付保に関する諸手続は乙がこれを行うものとする。
③ 乙が②により森林保険を付保した場合、甲は、保険料を期限までに乙の発行する納入通知書により、その指定する場所において支払わなければならない。
④ 乙が②により森林保険を付保した場合であって、天災地変等の事由により保険事故が発生し、甲に支払われる保険金があるときには、甲は当該保険金の請求及び受領を乙に委任するものとし、乙が当該保険金額を乙に帰属させるものとする。

(10) 森林保険（経営管理実権が設定された場合）

- ① 気象災等により当該森林について被害が発生した場合、経営管理実施権者が復旧を行うこととし、復旧内容は甲と経営管理実施権者の協議により定める。
② 経営管理実施権者は、経営管理実施権者の費用負担において甲を被保険者として当該森林に生育することとし、甲はこれを行うものとする。
③ 天災地変等の事由により保険事故が発生し、甲に支払われる諸手続は経営管理実施権者がこれを受領を以て保険金額を支払うものとする。
④ 経営管理実施権者が当該保険金を復旧の用に供するため、甲は当該保険金全額を経営管理実施権者に委任するものとし、

(11) 『宝篋印陀羅經』は管理の不審

- （1）に掲げる事項を実施する森林について（1）に掲げる事項を実施することが不可能又は不適当になったときは、乙は、当該事項の一部又は全部を実施しないことができる。

- 火害その他的原因により当該森林への到達が困難となつたとき
② 路網の損壊等により当該森林へは公用又は公益事業の用に供されるとき
③ 当該森林の土地が公用、

(12) 損害の賠償

- ① 乙は、乙の責めに帰すべき事由によって甲に不利益を生じさせたときには、その不利益に相当する額を支払うものとする。
② 乙の責めに帰すことのできない事由によって甲に不利益が生じたときは、乙は損害賠償責任を負わない。

(13) 経営管理権の存続期間の満了時及び消滅時ににおける清算の方法

- 主婦の仕事は、夫婦の間で話し合って決めておきましょう。夫婦の間で話し合って決めておきましょう。

経営管理の存続権

售賣計画を亦更本多必要がある

- 5) 経営管理実施権配分計画の作成

① 乙は、甲から経営管理権の設定を受けた森林の一部又は全部についてこの経営管理権集積計画の内容において、甲の同意を要さずに、経営管理実施権配分計画を作成し、乙が選定した民間事業者に当該森林の経営管理受益権を、甲及び乙に適合する限りにおいて、甲の同意を要さずして、経営管理実施権者が当該森林で経営管理を実施する義務を負い、甲は経営管理実施権者に義務履行を求めることができる。

② 経営管理実施権配分計画が定められる場合、経営管理実施権者が当該森林の経営管理の状況等について年1回の報告を徴収する義務のみを負う。

③ 甲が経営管理実施権配分計画により設定された経営管理受益権に基づき経営管理実施権に基づき経営管理受益権に係る森林に権利を及ぼすことができる。なお、乙は、経営管理実施権配分計画による経営管理受益権に係る森林に権利を及ぼすことができない。

(16)

- この経営管理権集積計画に定めのない事項及びこの経営管理権集積計画に疑義が生じたときは、甲、乙が協議して定める。

別添1 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容(C)

本項の販売による収益から、(1)採算計算における販売額と、(2)別添2の額の算定方法(D)の額に支払われるべき金銭としてなす利益がある場合において甲ににおいて

別添3 甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法

(経営管理実施権が設定されない場合)

<時期>
○ 乙から甲に対して金銭の支払は行わない。

<相手方及び方法>
○ 乙から甲に対して金銭の支払は行わない。

(経営管理実施権が設定される場合)

<時期>
○ 経営管理実施権者から甲に対するDの支払については、伐採後、木材の販売収入額が確定後速やかに行うものとする。

<相手方及び方法>

○ 次の支払先に支払うものとする。
(支払先) 甲の指定する口座

経営管理権集積計画

1 個別事項

整番 理号	集C-2 経営管理権の設定を受ける市町村（乙） 経営管理権を設定する森林の森林所有者（甲）	乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）					経営管理権の存続期間（終期） (B)	経営管理権の始期 (C)	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益があるべき場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法	乙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法	備考
		番号	所在	地番	林班	小班					
1	釜石市黒磯町	24-120	316	46-1	山林		ケヤキ 16	2022.6.1 (2042.3.31)	別添1の②参照	別添2の①参照	別添3参照
2	同上	24-120	316	46-2	山林		ヒノキ 36	同上	別添1の②参照	別添2の①参照	別添3参照
3	同上	24-120	316	46-3	山林		アカマツ 60	同上	別添1の①参照	別添2の①参照	別添3参照
4	同上	24-120	316	46-4	山林		アカマツ 63	同上	別添1の①参照	別添2の①参照	別添3参照
5	同上	24-120	316	46-5	山林		スギ 60	同上	別添1の①参照	別添2の①参照	別添3参照
6	同上	24-120	316	46-6	山林		ソノタレ 63	同上	別添1の④参照	別添2の①参照	別添3参照
7	同上	24-120	316	46-7	山林		スギ 79	同上	別添1の①参照	別添2の④参照	別添3参照
8	同上	24-120	316	46-8	山林		スギ 42	同上	別添1の②参照	別添2の①参照	別添3参照
9	同上	24-120	316	46-9	山林	3.26	スギ 47	同上	別添1の②参照	別添2の①参照	別添3参照
10	同上	24-120	316	46-10	山林		ヒノキ 41	同上	別添1の②参照	別添2の①参照	別添3参照
11	同上	24-120	316	46-11	山林		スギ 37	同上	別添1の②参照	別添2の①参照	別添3参照
12	同上	24-120	316	46-12	山林		スギ 37	同上	別添1の②参照	別添2の①参照	別添3参照
13	同上	24-120	316	46-13	山林		ヒノキ 25	同上	別添1の②参照	別添2の①参照	別添3参照
14	同上	24-120	316	46-13	山林		アカマツ 62	同上	別添1の①参照	別添2の①参照	別添3参照
15	同上	24-120	316	46-14	山林		ヒノキ 24	同上	別添1の②参照	別添2の①参照	別添3参照
16	同上	24-120	316	46-14	山林		アカマツ 62	同上	別添1の①参照	別添2の①参照	別添3参照
17	同上	24-120	316	46-15	山林		ヒノキ 24	同上	別添1の②参照	別添2の①参照	別添3参照
18	同上	24-138-1.5	317	9-5	山林	5.21	アカマツ 61	同上	別添1の③参照	別添2の②参照	別添3参照
19	同上	24-138-1.5	317	9-6	山林		ソノタレ 8	同上	別添1の④参照		

乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）							経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者（E）				備考
番号	所	在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齡	氏名又は名称	権原の種類
1	釜石市栗林町	24-120	316	46-1	山林			ケヤキ	16		
2	同上	24-120	316	46-2	山林			ヒノキ	36		
3	同上	24-120	316	46-3	山林			アカマツ	60		
4	同上	24-120	316	46-4	山林			アカマツ	63		
5	同上	24-120	316	46-5	山林			スギ	60		
6	同上	24-120	316	46-6	山林			ソノタツ	63		
7	同上	24-120	316	46-7	山林			スギ	79		
8	同上	24-120	316	46-8	山林			スギ	42		
9	同上	24-120	316	46-9	山林	3.26		スギ	47		
10	同上	24-120	316	46-10	山林			ヒノキ	41		
11	同上	24-120	316	46-11	山林			スギ	37		
12	同上	24-120	316	46-12	山林			スギ	37		
13	同上	24-120	316	46-13	山林			ヒノキ	25		
14	同上	24-120	316	46-13	山林			アカマツ	62		
15	同上	24-120	316	46-14	山林			ヒノキ	24		
16	同上	24-120	316	46-14	山林			アカマツ	62		
17	同上	24-120	316	46-15	山林			ヒノキ	24		
18	同上	24-138-1.5	317	9-5	山林	5.21		アカマツ	61		
19	同上	24-138-1.5	317	9-6	山林			ソノタツ	8		

この計画に同意する。
権利の設定を受ける市町村（乙）

権利を設定する森林の森林所有者（甲）

住 所（同上） 釜石市長 野田 武則
住 所（同上） [REDACTED]

(記載注意)

- (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別表とすること。
- (2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となつた場合は、新たなる森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
- (3) (A) 檻の「面積」は林地台帳に記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、測面積を（ ）書きで下段に2段書きにする。なお、当該経営管理権集積計画の対象森林の場所を示す図面を添付することとし、1筆の一部について経営管理権が設定されることを特定する場合には当該部分を記載することとし、備考欄にその旨を記載すること。
- (4) (A) 檻の「現況樹種」及び「現況樹齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合には（ ）書きで下段に2段書きにすること。
- (5) (B) 檻は、「〇〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

2 共通事項

この経営管理権集積計画の定めることにより設定される経営管理権及び経営管理受益権は、1の個別事項に定めるものほか、次に定めるところによる。

(1) 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容

乙は、1の個別事項に記載された森林（以下「当該森林」という。）の経営管理のため、1の個別事項に定めるところにより立木の伐採及び木材の販売、造林並びに保育（以下「伐採等」という。）を実施し、木材の販売による収益（以下「販売収益」という。）を收受するとともに、販売収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合にその一部を甲に支払う事業を実施すること

(2) 受託者の義務

- ① 経営管理実施権配分計画が定められない場合には、乙は、自己の財産に対するのと同一の注意義務をもって経営管理を行う義務を負う。
- ② 経営管理実施権配分計画が定められる場合には、経営管理実施権の設定を受けた者（以下「経営管理実施権者」といいう。）は甲に善管注意義務を負い、甲は、当該経営管理実施権配分計画の定める事項について、経営管理実施権者に対して義務を求めることができる。また、乙はこの経営管理実施権配分計画に規定された報告徴収の権限の範囲内において、経営管理実施権者に対する監督責任のみを負う。

(3) 経営管理権の対象とする森林

当該森林にある立木竹は、甲に帰属する。

(4) 経営管理権及び経営管理受益権の設定

この経営管理権集積計画の公告により、乙に経営管理権が、甲に経営管理受益権（金銭の支払を受ける権利）が、それぞれ設定される。乙に設定された経営管理権は、この公告の後において当該森林の森林所有者となつた者（国その他の森林経営管理法施行規則に定められた者を除く。）に対しても、その効力があるものとする。

(5) 租税公課の負担

甲は、経営管理権の目的物に対する固定資産税その他の租税を負担する。

(6) 経営管理権の設定等の条件

- ① 乙は、甲が次のいずれかに該当する場合には、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。
 - ア 甲が偽りその他不正な手段により乙に経営管理権集積計画を定めさせた場合
 - イ 甲が当該森林に係る権原を有しなくなった場合
 - ② 乙は、災害その他の事由により当該森林において（1）に掲げる事項を実施することが著しく困難となつたときは、気象災等により被害が発生して（9）、（10）により復旧を行う場合を除き、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。
 - ③ 甲は、1の個別事項に定める経営管理権の存続期間の中途中において解約しようとする場合は、乙の同意を得るものとする。
 - ④ 甲及び乙は、この経営管理権集積計画に定めるところにより設定される経営管理権に関する事項は変更しないものとする。
- ### (7) 森林への入り及び施設の利用等
- ① 乙は、（1）、（9）、（15）に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林に隨時立ち入り、若しくは乙以外の者を立ち入らせ、又は当該森林に設定された路網その他の施設を使用し、若しくは乙以外の者に使用させることができる。
 - ② 乙は、（1）、（9）に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林内に森林作業道その他の施設を設置し、又は乙以外の者に設置させることができる。この場合において、乙は、当該設置された施設の維持管理を行うものとする。
 - ③ 乙は、当該森林の立木が第三者に対して損害を及ぼすおそれがあると認められる場合であって、かつ第三者から当該立木について除去等を行いたい旨の申出がある場合には、第三者が当該立木について除去等を行うことを認めることができる。
- ### (8) 甲への通知
- 当該森林について販売収益が生じた場合、経営管理実施権が設定されないときには乙が（経営管理実施権が設定されるときには経営管理実施権者が）甲に対

して販売収益、伐採等に要した経費等に係る明細書を通知するものとする。

(9) 森林保険（経営管理実施権が設定されなかつた場合）

- ① 気象災等により当該森林について被害が発生した場合、乙が復旧を行うこととし、復旧内容は甲と乙の協議により定める。
- ② 乙は、甲の費用負担にして当該森林に生育する樹木について森林保険を付保することができることとし、甲はこれを承諾する。なお、当該付保に関する諸手続は乙がこれを行うものとする。
- ③ 乙が②により森林保険を付保した場合、甲は、保険料を期限までに乙の発行する納入通知書により、その指定する場所において支払わなければならない。
- ④ 乙が②により天災地変等の事由により保険事故が発生し、甲に支払われる保険金があるときは、甲は当該保険金の請求及び受領を乙に委任するものとし、乙が当該保険金を復旧の用に供するため、甲は当該保険金全額を乙に帰属させるものとする。

(10) 森林保険（経営管理実施権が設定された場合）

- ① 気象災等により当該森林について被害が発生した場合、経営管理実施権者が復旧を行うこととし、復旧内容は甲と経営管理実施権者の協議により定める。
- ② 経営管理実施権者は、経営管理実施権者の費用負担において甲を被保険者として当該森林に生育する樹木に生育することとし、甲はこれを承諾する。なお、当該付保に関する諸手続は経営管理実施権者がこれを行うものとする。
- ③ 天災地変等の事由により保険事故が発生し、甲に支払われる保険金がある場合、甲は当該保険金全額を経営管理実施権者に委任するものとし、経営管理実施権者が当該保険金を復旧の用に供するため、甲は当該保険金全額を乙に帰属させるものとする。

(11) 災害等による経営又は管理の不実施
次に掲げる場合において、(1)に掲げる事項を実施する予定の森林について(1)に掲げる事項を実施することが不可能又は不適当になつたときは、乙は、当該事項の全部又は全部を実施しないことができる。

- ① 災害その他の原因により当該森林の全部又は一部が損壊したとき
- ② 路網の損壊等により当該森林への到達が困難となつたとき
- ③ 当該森林の土地が公用、公用又は公益事業の用に供されるとき

(12) 損害の賠償

- ① 乙は、乙の責めに帰すべし事由によつて甲に不利益を生じさせたときには、その不利益に相当する額を支払うものとする。
- ② 乙の責めに帰すことのできない事由によつて甲に不利益が生じたときは、乙は損害賠償責任を負わない。

(13) 経営管理権の存続期間の満了時及び消滅における清算の方法

経営管理権の存続期間の満了した場合において、甲と乙との間で金銭の支払は生じないとともに、立木の所有権は甲に帰属するものとする。

(14) 甲の通知及び届出
① 甲は、当該森林について、第三者に権利を移転若しくは設定する場合には、あらかじめ乙にその旨を通知しなければならない。

② 甲及び甲の相続人又は受遺者は、当該森林にあった場合、甲が死亡した場合、甲が住所又は名称を変更した場合その他その他の当該経営管理権集積計画を変更する必要がある場合は遅滞なく乙に申し出るものとする。

(15) 経営管理実施権配分計画の作成

- ① 乙は、甲から経営管理権の設定を受けた森林の一部又は全部においてこの経営管理権集積計画の内容に適合する限りにおいて、甲の同意を要さずして、経営管理実施権配分計画を作成し、乙が選定した民間事業者に当該森林の経営管理実施権を、甲及び乙に経営管理受益権を設定することができる。
- ② 経営管理実施権配分計画が定められる場合、経営管理実施権者が当該森林で経営管理を実施する義務を負い、甲は経営管理実施権者に義務履行を求めることができる。なお、乙は、経営管理実施権者に対する義務のみを負う。
- ③ 甲が経営管理実施権配分計画により設定された経営管理受益権に基づき経営管理実施権により設定された経営管理受益権に基づき乙から支払を受けたものとみなす。

(16) その他

- この経営管理権集積計画に定めのない事項及びこの経営管理権集積計画に疑義が生じたときは、甲、乙が協議して定める。

別添1 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容 (C)

対象森林					経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容
	所在	地番	林班	小班	
<経営管理実施権が設定される場合>					<経営管理実施権が設立されるとともに主伐後の中間伐、主伐並びに主伐後の植栽（鳥獣害対策施設の設置・維持管理を含む。以下同じ。）及び保育等の施設の設立並びに生物多様性の保護等の実施を行うものとし、その方法は経営管理実施権を設定する前に既存の方法によるものとする。
①	釜石市栗林町	24-120	316	46-3	○業者で協議して決めるものとする。
	釜石市栗林町	24-120	316	46-4	○経営権者が設置されない場合>
	釜石市栗林町	24-120	316	46-5	○乙は、存続期間中に間伐を1回以上実施することにより複層林化を図るものとする。なお、施業の実施にあたっては、溪畔林における不必要的伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。
	釜石市栗林町	24-120	316	46-7	○乙は、火災、病虫害及び気象害の予防のため、年1回の森林の巡回を行うものとし、当該巡回は林道からの目視によって判断できる限りで行う。
	釜石市栗林町	24-120	316	46-13	
	釜石市栗林町	24-120	316	46-14	
<経営管理実施権が設定される場合>					<経営管理実施権者は、伐期を迎える間の10年ごとに間伐を実施するものとする。なお、施業の実施にあたっては、溪畔林における不必要的伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。
②	釜石市栗林町	24-120	316	46-1	○経営管理実施権者が主伐並びに主伐後の植栽（鳥獣害対策施設の設置・維持管理を含む。以下同じ。）及び保育等の施業、木材の販売、森林の保護等の全部又は一部を実施するものとし、その方法は経営管理実施権を設定する前に既存の方法によるものとする。
	釜石市栗林町	24-120	316	46-2	○乙は、存續期間中に間伐を1回以上実施することにより複層林化を図るものとする。なお、施業の実施にあたっては、溪畔林における不必要的伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。
	釜石市栗林町	24-120	316	46-8	○乙は、火災、病虫害及び気象害の予防のため、年1回の森林の巡回を行うものとし、当該巡回は林道からの目視によって判断できる限りで行う。
	釜石市栗林町	24-120	316	46-9	
	釜石市栗林町	24-120	316	46-10	
	釜石市栗林町	24-120	316	46-11	
	釜石市栗林町	24-120	316	46-12	
	釜石市栗林町	24-120	316	46-13	
	釜石市栗林町	24-120	316	46-14	
	釜石市栗林町	24-120	316	46-15	
③	釜石市栗林町	24-138-1,5	317	9-5	○乙は、存続期間中に間伐を1回以上実施することにより複層林化を図るものとする。なお、施業の実施にあたっては、溪畔林における不必要的伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。
	釜石市栗林町	24-120	316	46-6	○乙は、火災、病虫害及び気象害の予防のため、年1回の森林の巡回を行うものとし、当該巡回は林道からの目視によって判断できる限りで行う。
④	釜石市栗林町	24-138-1,5	317	9-6	

(D) の額の算定方法
木材の販売による収益から採算計算してなまお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭

対象森林		木材の販売による収益について甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法			
①	所在	<経営管理実施権が設定される場合>			
		地番	林班	小班	<伐採後、木材の販売収益が確定後に利益を支払う場合>
釜石市栗林町	24-120	316	46-3	(1. 甲に支払われるべき金銭の額の算定方法)	(1. 甲に支払われるべき金銭の額の算定方法)
釜石市栗林町	24-120	316	46-4	○ 主伐について甲に支払われるべき金銭の額は、木材の販売収益から、主伐後の植栽（森林保険の保険料等）として乙が算定した額とします。	○ 主伐について甲に支払われるべき金銭の額は、木材の販売収益から、主伐後の植栽（森林保険の保険料等）として乙が算定した額とします。
釜石市栗林町	24-120	316	46-5	○ 利用間伐について甲に支払われるべき金銭の額は、木材の販売による収益の額から利用間伐に係る経費として乙が算定した額とします。	○ 利用間伐について甲に支払われるべき金銭の額は、木材の販売による収益の額から利用間伐に係る経費として乙が算定した額とします。
釜石市栗林町	24-120	316	46-7	(2. 木材の販売収益の額の算定方法)	(2. 木材の販売収益の額の算定方法)
釜石市栗林町	24-120	316	46-13	○ 主伐及び利用間伐に係る経費について甲に支払われるべき金銭の額は、実際に木材を販売して得られた収益の額とします。	○ 主伐及び利用間伐に係る経費について甲に支払われるべき金銭の額は、実際に木材を販売して得られた収益の額とします。
釜石市栗林町	24-120	316	46-14	○ 伐採等による主伐に添付された木村の販売に係る経費の見積額とする。	○ 伐採等による主伐に添付された木村の販売に係る経費の見積額とする。
釜石市栗林町	24-120	316	46-1	○ 乙が算定する主伐が実施されると同時に、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受ける。	○ 乙が算定する主伐が実施されると同時に、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受ける。
釜石市栗林町	24-120	316	46-2	○ 乙が算定する主伐が実施されると同時に、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受ける。	○ 乙が算定する主伐が実施されると同時に、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受ける。
釜石市栗林町	24-120	316	46-8	○ 乙が算定する主伐が実施されると同時に、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受ける。	○ 乙が算定する主伐が実施されると同時に、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受ける。
釜石市栗林町	24-120	316	46-9	○ 乙が算定する主伐が実施されると同時に、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受ける。	○ 乙が算定する主伐が実施されると同時に、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受ける。
釜石市栗林町	24-120	316	46-10	(4. 留意事項)	(4. 留意事項)
釜石市栗林町	24-120	316	46-11	○ 木材の販売収益から差し引いた主伐後の植栽及び保育に係る経費その他の経費（森林保険の保険料等）は、甲から預り金として経営管理実施権者が管理する。なお、経営管理実施権者が預かる期間は、預り金の残高がなくなるか、経営管理に係る持ち出しの必要がなくなるまでとする。	○ 木材の販売収益から差し引いた主伐後の植栽及び保育に係る経費（森林保険の保険料等）は、甲から預り金として経営管理実施権者が管理する。なお、経営管理実施権者が預かる期間は、預り金の残高がなくなるか、経営管理に係る持ち出しの必要がなくなるまでとする。
釜石市栗林町	24-120	316	46-12	○ 経営管理実施権者が主伐後の経営管理を行うためには、その差額は経営管理実施権者が負担する。	○ 経営管理実施権者が主伐後の経営管理を行うためには、その差額は経営管理実施権者が負担する。
釜石市栗林町	24-120	316	46-13	○ 乙が算定されない場合	○ 乙が算定されない場合
釜石市栗林町	24-120	316	46-14	(1. 甲に支払われるべき金銭の額の算定方法)	(1. 甲に支払われるべき金銭の額の算定方法)
釜石市栗林町	24-120	316	46-15	○ 経営管理権に基づき乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売による収益は乙のものとする。	○ 経営管理権に基づき乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売による収益は乙のものとする。
釜石市栗林町	24-120	316	9-5	(2. 留意事項)	(2. 留意事項)
② 釜石市栗林町	24-138-1,5	317	○ 乙が経営管理を行ったために要した経費は乙が負担するものとする。	○ 乙が経営管理を行ったために要した経費は乙が負担するものとする。	

別添3 甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法

(経営管理実施権が設定されない場合)

<時期>
○ 乙から甲に対して金銭の支払は行わない。

<相手方及び方法>
○ 乙から甲に対して金銭の支払は行わない。

(経営管理実施権が設定される場合)

<時期>
○ 経営管理実施権者から甲に対するDの支払については、伐採後、木材の販売収入額が確定後速やかに行うものとする。

<相手方及び方法>
○ 次の支払先に支払うものとする。
(支払先) 甲の指定する口座

経営管理権集積計画

1 個別事項

整番 理号	集C-3	経営管理権の設定を受ける市町村(乙)	(名称) 釜石市長 野田 武則		(所在地) 岩手県釜石市只越町3丁目9番13号						
		経営管理権を設定する森林の森林所有者(甲)	(氏名又は名称) [REDACTED]		(住所又は所在地) [REDACTED]						
乙が経営管理権の設定を受ける森林(A)											
番号	所在	地番	林班	小班	地目	面積 ha					
						現況 樹種					
						現況 林齡					
						経営管理権 の始期					
						経営管理権 の存続期間 (終期)					
1	釜石市栗林町	24-118	316	41-2	山林	ソノタツ 80	2022. 6. 1 (2042. 3. 31)	経営管理権に基づいて 行われる経営管理の内 容(C)	木材の販売による収益から伐採等に 要する経費を控除してなお利益があ る場合において甲に支払われるべき 金額(D)の額の算定方法	乙が甲にDを 支払うべき時 期、相手方及 び方法	備考
2	同上	24-118	316	42-1	山林	ソノタツ 81	同上	別添1の④参照			
3	同上	24-118	316	45-1	山林	ソノタツ 65	同上	別添1の④参照			
4	同上	24-118	316	45-2	山林	ソノタツ 2.25	同上	別添1の④参照			
5	同上	24-118	316	45-3	山林	ソノタツ 42	同上	別添1の④参照			
6	同上	24-118	316	45-4	山林	ソノタツ 66	同上	別添1の④参照			
7	同上	24-122	316	48	山林	0.13 ソノタツ 9	同上	別添1の④参照			
8											
9											
10											

番号	所在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齡	経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者(乙)		備考
									氏名又は名称	権原の種類	
1	釜石市栗林町	24-118	316	41-2	山林		ソノダレ	80			
2	同上	24-118	316	42-1	山林		ソノダレ	81			
3	同上	24-118	316	45-1	山林	2.25	ソノダレ	65			
4	同上	24-118	316	45-2	山林		ソノダレ	42			
5	同上	24-118	316	45-3	山林		ソノダレ	66			
6	同上	24-118	316	45-4	山林		ソノダレ	22			
7	同上	24-122	316	48	山林	0.13	ソノダレ	9			
8											
9											
10											

この計画に同意する。
権利の設定を受ける市町村(乙)
権利を設定する森林の森林所有者(甲)

住 所 (同上) 釜石市長 野田 武則

住 所 (同上) [REDACTED]

この計画に同意する。

（乙）権利の設定を受ける市町村

権利を設立する森林の森林所有者 (甲)

所 (同上)

武則 野田 市長 爰石

(1) この個別事項は、共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定められた旨が分かること。特例手続により定めた旨が分かること。また、森林所有者が設定期を設定期には、別葉とすること。

(3) (A) 棚の「面積」は林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、変更となる。

実測面積を()書き下段に2段書きにする。なお、当該経営管理権集積計画の対象森林の場所を示す図面を添付することとし、1筆の一部について経営管理権が設定される場合には当該部分を特定することができることとの旨を記載すること。

(5) (B) 欄は、「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

するこど。

2 共通事項

この経営管理権集積計画の定めることにより設定される経営管理権及び経営管理受益権は、1の個別事項に定めるもののほか、次に定めるところによる。

(1) 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容

乙は、1の個別事項に記載された森林（以下「当該森林」という。）の経営管理のため、1の個別事項に定めるところにより立木の伐採及び木材の販売、造林並びに保育（以下「伐採等」という。）を実施し、木材の販売による収益（以下「販売収益」という。）を收受するとともに、販売収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合にその一部を甲に支払う事業を実施することとする。

(2) 受託者の義務

- ① 経営管理実施権配分計画が定められない場合には、乙は、自己の財産に対するのと同一の注意義務をもって経営管理を行う義務を負う。
- ② 経営管理実施権配分計画が定められる場合には、経営管理実施権の設定を受ける者（以下「経営管理実施権者」といいう。）は甲に善管注意義務を負い、甲は、当該経営管理実施権配分計画の定める事項について、経営管理実施権者に対して義務の履行を求めることができる。また、乙はこの経営管理実施権配分計画に規定された報告徴収の権限の範囲内において、経営管理実施権者に対する監督責任のみを負う。
- ③ 経営管理権の対象とする森林当該森林にある立木竹は、甲に帰属する。

(3) 経営管理権及び経営管理受益権の設定

- ④ この経営管理権集積計画の公告により、乙に経営管理権が、甲に経営管理受益権（金銭の支払を受ける権利）が、それぞれ設定される。乙に設定された経営管理権は、この公告の後において当該森林の森林所有者となつた者（国その他の森林経営管理法施行規則に定められた者を除く。）に対してでも、その効力があるものとする。

(4) 租税公課の負担

甲は、経営管理権の目的物に対する固定資産税その他の租税を負担する。

(5) 経営管理権の設定等の条件

- ① 乙は、甲が次のいずれかに該当する場合には、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。
 - ア 甲が偽りその他不正な手段により乙に経営管理権集積計画を定めさせた場合
 - イ 甲が当該森林に係る権原を有しなくなった場合は、災害その他の事由により当該森林において（1）に掲げる事項を実施することが著しく困難となつたときは、気象災等により被害が発生して（9）、（10）により復旧を行う場合を除き、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。
- ② 甲は、1の個別事項に定める経営管理権の存続期間の中途中において解約しようとする場合は、乙の同意を得るものとする。
- ③ 甲及び乙は、この経営管理権集積計画に定めるとこころにより設定される経営管理権に関する事項は変更しないものとする。
- ④ 甲及び乙は、この経営管理権集積計画に定めるとこころにより設定される経営管理権の利用等

- ① 乙は、（1）、（9）、（15）に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林に隨時立ち入り、若しくは乙以外の者を立ち入らせ、又は当該森林に設定された路網その他の施設を使用し、若しくは乙以外の者に使用させることができる。
- ② 乙は、（1）、（9）に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林内に森林作業道その他の施設を設置し、又は乙以外の者に設置させることができない。この場合において、乙は、当該設置された施設の維持管理を行うものとする。
- ③ 乙は、当該森林の立木が第三者に対して損害を及ぼすおそれがあると認められる場合であつて、かつ第三者から当該立木について除去等を行いたい旨の申出がある場合には、第三者が当該立木について除去等を行うことを認めることができる。

(6) 甲への通知

当該森林について販売収益が生じた場合、経営管理実施権が設定されないとときには（経営管理実施権が設定されるときには経営管理実施権者が）甲に対

して販売収益、伐採等に要した経費等に係る明細書を通知するものとする。

(9) 森林保険（経営管理実施権が設定されなかつた場合）

- ① 気象災等により当該森林について被害が発生した場合、乙が復旧を行うこととし、復旧内容は甲と乙の協議により定める。
- ② 乙は、甲の費用負担において甲を被保険者として当該森林保険を付保することができるることとし、甲はこれを承諾する。なお、当該付保に関する諸手続は乙がこれを行うものとする。
- ③ 乙が②により森林保険を付保した場合、甲は、保険料を期限までに乙の発行する納入通知書により、その指定する場所において支払わなければならない。
- ④ 乙が②により森林保険を付保した場合であつて、天災地変等の事由により保険事故が発生し、甲に支払われる保険金があるときは、甲は当該保険金の請求及び受領を乙に委任するものとし、乙が当該保険金を復旧の用に供するため、甲は当該保険金全額を乙に帰属させるものとする。

(10) 森林保険（経営管理実施権が設定された場合）

- ① 気象災等により当該森林について被害が発生した場合、経営管理実施権者が復旧を行うこととし、復旧内容は甲と経営管理実施権者の協議により定める。
- ② 経営管理実施権者は、経営管理実施権者の費用負担において甲を被保険者として当該森林保険を付保することとし、甲はこれを承諾する。なお、当該付保に関する諸手続は経営管理実施権者がこれを行うものとする。
- ③ 天災地変等の事由により保険事故が発生し、甲に支払われる保険金がある場合、甲は当該保険金全額を経営管理実施権者に委任するものとし、経営管理実施権者が当該保険金を復旧の用に供するため、甲は当該保険金全額を乙に帰属させるものとする。

(11) 災害等による経営又は管理の不実施

次に掲げる場合において、(1)に掲げる事項を実施する予定の森林について(1)に掲げる事項を実施することが不可能又は不適当になったときは、乙は、当該事項を全部を実施しないことができる。

- ① 災害その他の原因により当該森林の全部又は一部が損壊したとき
- ② 路網の損壊等により当該森林への到達が困難となつたとき
- ③ 当該森林の土地が公用、公用又は公益事業の用に供されるとき

(12) 損害の賠償

- ① 乙は、乙の責めによつて甲に不利益を生じさせたときには、その不利益に相当する額を支払うものとする。
- ② 乙の責めによつて甲に不利益が生じたときは、乙は損害賠償責任を負わない。

(13) 経営管理権の存続期間の満了時及び消滅における清算の方法

経営管理権の存続期間の満了した場合において、甲と乙との間で金銭の支払は生じないとともに、立木の所有権は甲に帰属するものとする。

(14) 甲の通知及び届出

- ① 甲は、当該森林について、第三者に権利を移転若しくは設定する場合には、あらかじめ乙にその旨を通知しなければならない。
- ② 甲及び甲の相続人又は受遺者は、当該森林について権利の喪失があつた場合、甲が死亡した場合その他その他の当該経営管理権を変更する必要がある場合は遅滞なく乙に申し出るものとする。

(15) 経営管理実施権配分計画の作成

- ① 乙は、甲から経営管理権の設定を受けた森林の一部又は全部についてこの経営管理権集積計画の内容に適合する限りにおいて、甲の同意を要さずに、経営管理実施権配分計画を作成し、乙が選定した民間事業者に当該森林の経営管理実施権を、甲及び乙に経営管理受益権を設定することができます。
- ② 経営管理実施権配分計画が定められると、経営管理実施権者が当該森林で経営管理を実施する義務を負い、甲は経営管理実施権者に義務履行を求めることができる。なお、乙は、経営管理実施権者に対して当該森林の経営管理の状況等について年1回の報告を徴収する義務のみを負う。
- ③ 甲が経営管理実施権配分計画により設定された経営管理受益権に基づき経営管理実施権者から支払を受けたときは、当該支払を受けたものとみなす。

(16) その他

- この経営管理権集積計画に定めのない事項及びこの経営管理権集積計画に疑義が生じたときは、甲、乙が協議して定める。

別添1 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容 (C)

対象森林				経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容
所在	地番	林班	小班	
釜石市栗林町	24-118	316	41-2	○ 乙は、火災、病虫害及び気象害の予防のため、年1回の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断できる限りで行う。
釜石市栗林町	24-118	316	42-1	
釜石市栗林町	24-118	316	45-1	
④ 釜石市栗林町	24-118	316	45-2	
釜石市栗林町	24-118	316	45-3	
釜石市栗林町	24-118	316	45-4	
釜石市栗林町	24-122	316	48	

経営管理権集積計画

1 個別事項

整番	理号	集C-4	経営管理権の設定を受ける市町村(乙)	(名称) 釜石市長 野田 武則	(所在地) 岩手県釜石市只越町3丁目9番13号									
			経営管理権を設定する森林の森林所有者(甲)	(氏名又は名称) [REDACTED]	(住所又は所在地) [REDACTED]									
番号	在	地番	林班	小班	地目	面積ha	現況樹種	現況林齡	経営管理権の始期	経営管理権の存続期間(終期)(B)	経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容(C)	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除して甲に支払われるべき金銭(D)の額の算定方法	乙が甲にDを支払う相手方及び方法	参考
1	釜石市栗林町	23-66	325	20-1	保安林	0.42	アカツク	57	2022.6.1 (2042.3.31)	20年	別添1の①参照	別添2の①参照	別添3参照	
2	同上	84-1	326	2-9	山林		スギ	70	同上	同上	別添1の③参照	別添2の②参照	別添3参照	
3	同上	84-1	326	3-3	山林	0.61	スギ	64	同上	同上	別添1の③参照	別添2の②参照	別添3参照	
4	同上	84-1	326	3-4	山林		リノ	97	同上	同上	別添1の④参照			
5														
6														
7														
8														
9														
10														

経営管理権の設定をする森林の甲以外の権原者（E）

この計画に同意する。

1

所 (同上) 所 (同上)

武則 野田 僕市 爰石

(記載注意) (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。
 (2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かれる書類を添付すること。
 (3) (A) 欄の「面積」は林地台帳に記載された面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、変更となる場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者との面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、()書きで下段書きに2段書きに2段書きに記載すること。
 (4) (A) 欄の「現況樹種」及び「現況林齡」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は()書きで下段に2段書きに記載すること。
 (5) (B) 欄は「〇〇〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

2 共通事項

この経営管理権集積計画の定めるところにより設定される経営管理権及び経営管理受益権は、1の個別事項に定めるもののはか、次に定めるところによる。

(1) 経営管理権に基づいて行わられる経営管理の内容
乙は、1の個別事項に記載された森林（以下「当該森林」という。）の経営管理のため、1の個別事項に定めるところにより立木の伐採及び木材の販売、造林並びに保育（以下「伐採等」という。）を実施し、木材の販売による収益（以下「販売収益」という。）を收受するとともに、販売収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合にその一部を甲に支払う事業を実施すること

(2) 受託者の義務

- ① 経営管理実施権配分計画が定められない場合には、乙は、自己の財産に対するのと同一の注意義務をもつて経営管理を行う義務を負う。
- ② 経営管理実施権配分計画が定められる場合には、経営管理実施権の設定を受ける者（以下「経営管理実施権者」といいう。）は甲に善管注意義務を負い、甲は、当該経営管理実施権配分計画の定める事項に対して義務の履行を求めることができる。また、乙はこの経営管理権配分計画及び当該経営管理実施権配分計画に規定された報告徴収の権限の範囲内において、経営管理実施権者に対する監督責任のみを負う。

(3) 経営管理権の対象とする森林

当該森林にある立木竹は、甲に帰属する。

(4) 経営管理権及び経営管理受益権の設定

この経営管理権集積計画の公告により、乙に経営管理権が、甲に経営管理受益権（金銭の支払を受ける権利）が、それぞれ設定される。乙に設定された経営管理権は、この公告の後ににおいて当該森林の森林所有者となつた者（国その他の森林経営管理法施行規則に定められた者を除く。）に対してても、その効力があるものとする。

(5) 租税公課の負担

甲は、経営管理権の目的物に対する固定資産税その他の租税を負担する。

(6) 経営管理権の設定等の条件

- ① 乙は、甲が次のいずれかに該当する場合には、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。
 - ア 甲が偽りその他不正な手段により乙に該当する場合には、この経営管理権集積計画を定めさせたことが判明した場合イ 甲が当該森林に係る権原を有しなくなった場合
 - ② 乙は、災害その他の事由により当該森林において（1）に掲げる事項を実施することが著しく困難となつたときは、気象災等により被害が発生して（9）、（10）により復旧を行いう場合を除き、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。
 - ③ 甲は、1の個別事項に定める経営管理権の存続期間の中途において解約しようとする場合は、乙の同意を得るものとする。
 - ④ 甲及び乙は、この経営管理権集積計画に定めることにより設定される経営管理権に関する事項は変更しないものとする。
- ② 乙は、（1）、（9）、（15）に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林に随時立ち入り、若しくは乙以外の者を立ち入らせ、又は当該森林に設定された路網その他の施設を使用し、若しくは乙以外の者に使用させることができる。
- ③ 乙は、（1）、（9）に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林内に森林作業道その他の施設を設置し、又は乙以外の者に設置させることができ。この場合において、乙は、当該設置された施設の維持管理を行うものとする。
- ④ 乙は、当該森林の立木が第三者に対して損害を及ぼすおそれがあると認められる場合であって、かつ第三者から当該立木について除去等を行いたい旨の申出がある場合には、第三者が当該立木について除去等を行うことを認めることができる。

(8) 甲への通知

当該森林について販売収益が生じた場合、経営管理実施権が設定されないときには乙が（経営管理実施権が設定されるときには経営管理実施権者が）甲に対

して販売収益、伐採等に要した経費等に係る明細書を通知するものとする。

(9) 森林保険（経営管理実施権が設定されなかつた場合）

- ① 気象災等により当該森林について被害が発生した場合、乙が復旧を行うこととし、復旧内容は甲との協議により定める。
- ② 乙は、甲の費用負担において甲を被保険者として当該森林について森林保険を付保することとし、甲はこれを承諾する。なお、当該付保に関する諸手続は乙がこれを行うものとする。
- ③ 乙が②により森林保険を付保した場合、甲は、保険料を期限までに乙の発行する納入通知書により、その指定する場所において支払わなければならない。
- ④ 乙が②により森林保険を付保した場合であつて、天災地変等の事由により保険事故が発生し、甲に支払われる保険金があるときには、甲は当該保険金の請求及び受領を乙に帰属させるものとする。

(10) 森林保険（経営管理実施権が設定された場合）

- ① 気象災等により当該森林について被害が発生した場合、経営管理実施権者が復旧を行うこととし、復旧内容は甲と経営管理実施権者の協議により定める。
- ② 経営管理実施権者は、経営管理実施権者の費用負担において甲を被保険者として当該森林について森林保険を付保することとし、甲はこれを承諾する。なお、当該付保に関する諸手続は経営管理実施権者がこれを行うものとする。
- ③ 天災地変等の事由により保険事故が発生し、甲に支払われる保険金がある場合、甲は当該保険金額を経営管理実施権者に委任するものとし、経営管理実施権者が当該保険金を復旧の用に供するため、甲は当該保険金額を経営管理実施権者に帰属させるものとする。

(11) 災害等による経営又は管理の不実施

- 次に掲げる場合において、(1)に掲げる事項を実施する予定の森林について(1)に掲げる事項を実施することが不可能又は不適当になつたときは、乙は、当該事項の一部又は全部を実施しないことができる。
- ① 灾害その他の原因により当該森林の全部又は一部が損壊したとき
 - ② 路綱の損壊等により当該森林への到達が困難となつたとき
 - ③ 当該森林の土地が公用、公共用又は公益事業の用に供されるとき

(12) 損害の賠償

- ① 乙は、乙の責めに帰すべき事由によって甲に不利益を生じさせたときには、その不利益に相当する額を支払うものとする。
- ② 乙の責めに帰すことのできない事由によって甲に不利益が生じたときは、乙は損害賠償責任を負わない。

(13) 経営管理権の存続期間の満了時及び消滅時における清算の方法

経営管理権の存続期間の満了した場合において、甲と乙との間で金銭の支払は生じないとともに、立木の所有権は甲に帰属するものとする。

(14) 甲の通知及び届出

- ① 甲は、当該森林について権利を移転若しくは設定する場合には、あらかじめ乙にその旨を通知しなければならない。
- ② 甲及び甲の相続人又は受遺者は、当該森林について権利の喪失があつた場合、甲が住所又は名称を変更した場合その他当該経営管理権を変更する必要がある場合は遅滞なく乙に申し出るものとする。

(15) 経営管理実施権配分計画の作成

- ① 乙は、甲から経営管理権の設定を受けた森林の一部又は全部についてこの経営管理権集積計画の内容に適合する限りにおいて、甲の同意を要さずに、経営管理実施権配分計画を作成し、乙が選定した民間事業者に当該森林の経営管理実施権を、甲及び乙に経営管理受益権を設定することができます。
- ② 経営管理実施権配分計画が定められる場合、経営管理実施権者が当該森林で経営管理を実施する義務を負い、甲は経営管理実施権者に義務履行を求めることができる。
- ③ 甲が経営管理実施権に基づき経営管理実施権者から支払を受けたときは、当該支払を受けた額の限度で、当該経営管理受益権に基づき乙から支払を受けたものとみなす。

- (16) その他
この経営管理権集積計画に定めのない事項及びこの経営管理権集積計画に疑義が生じたときは、甲、乙が協議して定める。

別添1 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容 (C)

経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容					
対象森林		経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容			
所在	地番	林班	小班		
① 釜石市栗林町	23-66	325	20	○ 経営管理実施権が設定される場合> ○ 経営管理実施権者が間伐、主伐並びに主伐後の植栽（鳥獣害対策施設の設置・維持管理を含む。以下同じ。）及び保育等の施業、木材の販売、森林の保護等の全部又は一部を実施するものとし、その方法は経営管理実施権を設定する前に乙及び経営管理実施権者で協議して決めるものとする。	
				○ 乙は、存続期間中に間伐を1回以上実施することにより複層林化を図るものとする。 ○ 乙は、存続期間中に間伐を1回以上実施する等、生物多様性に配慮するものとする。	
				○ 乙は、控えめな伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。 ○ 乙は、火災、病虫害及び気象害の予防のため、年1回の森林の巡回を行うものとし、当該巡回は林道からの目視によって判断できる限りで行う。	
				○ 乙は、存続期間中に間伐を1回以上実施することにより複層林化を図るものとする。 ○ 乙は、火災、病虫害及び気象害の予防のため、年1回の森林の巡回を行うものとし、当該巡回は林道からの目視によって判断できる限りで行う。	
③ 釜石市栗林町	84-1	326	2-9	○ 乙は、火災、病虫害及び気象害の予防のため、年1回の森林の巡回を行うものとし、当該巡回は林道からの目視によって判断できる限りで行う。	
	84-1	326	3-3		
④ 釜石市栗林町	84-1	326	3-4	○ 乙は、火災、病虫害及び気象害の予防のため、年1回の森林の巡回を行うものとし、当該巡回は林道からの目視によって判断できる限りで行う。	

(D) の額の算定方法
木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭

別添3 甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法

(経営管理実施権が設定されない場合)

<時期>

- 乙から甲に対して金銭の支払は行わない。

<相手方及び方法>

- 乙から甲に対して金銭の支払は行わない。

(経営管理実施権が設定される場合)

<時期>

- 経営管理実施権者から甲に対するDの支払については、伐採後、木材の販売収入額が確定後速やかに行うものとする。

<相手方及び方法>

- 次の支払先に支払うものとする。
(支払先) 甲の指定する口座

経営管理権集積計画

1 個別事項

整番	理号	集C-7	経営管理権の設定を受ける市町村(乙)	(名称)			(所在地)		
			経営管理権を設定する森林の森林所有者(甲)	(氏名又は名称)			(住所又は所在地)		
乙が経営管理権の設定を受ける森林(A)									木材の販売による収益から伐採等による経費を控除して甲に支払われるべき支払期、相手方及び方法 乙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法 金銭(D)の額の算定方法
番号	所在	在地番	林班	小班	地目	面積ha	現況樹種	現況林齡	
1	釜石市栗林町	24-91	316	10-1	山林		ソノタツ	28	2022. 6. 1 (2042. 3. 31)
2	同上	24-91	316	10-2	山林		ソノタツ	28	同上 別添1の④参照
3	同上	24-91	316	10-3	山林		ソノタツ	28	同上 別添1の④参照
4	同上	24-91	316	12-1	山林		アカマツ	59	同上 別添1の①参照 別添2の①参照
5	同上	24-91	316	12-2	山林		ソノタツ	8	同上 別添1の④参照
6	同上	24-91	316	12-4	山林		アカマツ	58	同上 別添1の①参照 別添2の①参照
7	同上	24-91	316	12-5	山林		スギ	31	同上 別添1の②参照 別添2の①参照
8	同上	24-91	316	12-6	山林		ヒノキ	31	同上 別添1の②参照 別添2の①参照
9	同上	24-91	316	12-7	山林		ヒノキ	25	同上 別添1の②参照 別添2の①参照
10	同上	24-91	316	12-8	山林		スギ	31	同上 別添1の②参照 別添2の①参照
11	同上	24-91	316	12-9	山林	8.64	ヒノキ	31	同上 別添1の②参照 別添2の①参照
12	同上	24-91	316	13-2	山林		スギ	54	同上 別添1の①参照 別添2の①参照
13	同上	24-91	316	13-3	山林		スギ	31	同上 別添1の②参照 別添2の①参照
14	同上	24-91	316	14-1	山林		スギ	53	同上 別添1の①参照 別添2の①参照
15	同上	24-91	316	14-2	山林		アカマツ	54	同上 別添1の①参照 別添2の①参照

16	同上	24-91	316	14-3	山林	ソノタL	13	同上	同上	別添1の④参照	別添3参照
17	同上	24-91	316	14-4	山林	アカマツ	53	同上	同上	別添1の①参照	別添2の①参照
18	同上	24-91	316	14-6-1	山林	アカマツ	54	同上	同上	別添1の①参照	別添2の①参照
19	同上	24-91	316	14-6-2	山林	ヒノキ	25	同上	同上	別添1の②参照	別添2の①参照
20	同上	24-91	316	15-1	山林	ソノタL	8	同上	同上	別添1の④参照	別添3参照
21	同上	24-91	316	15-2	山林	ソノタL	64	同上	同上	別添1の④参照	
22	同上	24-91	316	15-3	山林	アカマツ	50	同上	同上	別添1の①参照	別添2の①参照

乙が経営管理権の設定を受ける森林(A)							経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者(E)					
番号	所在	地番	林班	小班	地目	面積ha	現況樹種	現況林齡	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	備考
1	金石市栗林町	24-91	316	10-1	山林	ソノタL	28					
2	同上	24-91	316	10-2	山林	ソノタL	28					
3	同上	24-91	316	10-3	山林	ソノタL	28					
4	同上	24-91	316	12-1	山林	アカマツ	59					
5	同上	24-91	316	12-2	山林	ソノタL	8					
6	同上	24-91	316	12-4	山林	アカマツ	58					
7	同上	24-91	316	12-5	山林	スギ	31					
8	同上	24-91	316	12-6	山林	ヒノキ	31					
9	同上	24-91	316	12-7	山林	ヒノキ	25					
10	同上	24-91	316	12-8	山林	スギ	31					
11	同上	24-91	316	12-9	山林	ヒノキ	31					
12	同上	24-91	316	13-2	山林	スギ	54					
13	同上	24-91	316	13-3	山林	スギ	31					

14	同上	24-91	316	14-1	山林	スギ	53
15	同上	24-91	316	14-2	山林	アカマツ	54
16	同上	24-91	316	14-3	山林	ソノタツ	13
17	同上	24-91	316	14-4	山林	アカマツ	53
18	同上	24-91	316	14-6-1	山林	アカマツ	54
19	同上	24-91	316	14-6-2	山林	ヒノキ	25
20	同上	24-91	316	15-1	山林	ソノタツ	8
21	同上	24-91	316	15-2	山林	ソノタツ	64
22	同上	24-91	316	15-3	山林	アカマツ	50

この計画に同意する。
権利の設定を受ける市町

権利を設定する森林の森林所有者(甲)

所住 (同上)

則武 田野 長市 石釜

(記載注意) (1) この個別事項は、経営管理権を設定する場合には、別葉とすること。
 (2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。
 (3) 共有者不明森林所有者と元の森林所有者との面積が著しく事実と相違する場合には、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、(A)欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、(A)欄の「面積」は林地台帳に記載された面積を記載することとし、1筆の一部が変更となつた場合は、新たなる森林の対象森林の場所を示す図面を添付することとし、1筆の一部が変更となつた場合は、新たなる森林の対象森林の場所を示す図面を添付することとし、備考欄にその旨を記載すること。
 (4) 実測面積を()書きで下段に2段書きにする。なお、当該経営管理権が設定されたときに記載された内容を記載する場合には、(A)欄の「現況樹種」は森林登録簿に記載する場合には、(A)欄の「現況樹種」は森林登録簿に記載することとし、備考欄にその旨を記載すること。

(5) (B) 様は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載することとする。

2 共通事項

この経営管理権集積計画の定めることにより設定される経営管理権及び経営管理受益権は、1の個別事項に定めるもののほか、次に定めるところによる。

(1) 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容

これは、1の個別事項に記載された森林（以下「当該森林」という。）の経営管理のため、1の個別事項に定めるところにより立木の伐採及び木材の販売、造林並びに保育（以下「伐採等」という。）を実施し、木材の販売による収益（以下「販売収益」という。）を收受するとともに、販売収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合にその一部を甲に支払う事業を実施することとする。

(2) 受託者の義務

- ① 経営管理実施権配分計画が定められない場合には、乙は、自己の財産に対するのと同一の注意義務をもって経営管理を行う義務を負う。
- ② 経営管理実施権配分計画が定められる場合には、経営管理実施権の設定を受ける者（以下「経営管理実施権者」という。）は甲に善管注意義務を負い、甲は、当該経営管理実施権配分計画の定める事項について、経営管理実施権者に対して義務の履行を求めることができる。また、乙はこの経営管理実施権配分計画及び当該経営管理実施権配分計画に規定された報告徴収の権限の範囲内において、経営管理実施権者に対する監督責任のみを負う。

(3) 経営管理権の対象とする森林

当該森林にある立木竹は、甲に帰属する。

(4) 経営管理権及び経営管理受益権の設定

この経営管理権集積計画の公告により、乙に経営管理権が、甲に経営管理受益権（金銭の支払を受ける権利）が、それぞれ設定される。乙に設定された経営管理権は、この公告の後において当該森林の森林所有者となつた者（国その他の森林経営管理法施行規則に定められた者を除く。）に対してても、その効力があるものとする。

(5) 租税公課の負担

甲は、経営管理権の目的物に対する固定資産税その他の租税を負担する。

(6) 経営管理権の設定等の条件

- ① 乙は、甲が次のいずれかに該当する場合には、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。
 - ア 甲が偽りその他不正な手段により乙に経営管理権集積計画を定めさせた場合
 - イ 甲が当該森林に係る権原を有しなくなつた場合
- ② 乙は、災害その他の事由により当該森林において（1）に掲げる事項を実施するところにより被害が発生して（9）、（10）により復旧を行う場合を除き、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。
- ③ 甲は、1の個別事項に定める経営管理権の存続期間の中途中において解約しようとする場合は、乙の同意を得るものとする。
- ④ 甲及び乙は、この経営管理権集積計画に定めるところにより設定される経営管理権に関する事項は変更しないものとする。

(7) 森林への立ち入り及び施設の利用等

- ① 乙は、（1）、（9）、（15）に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林に隨時立ち入り、若しくは当該森林に設定された路網その他の施設を使用し、若しくは乙以外の者に使用させることができる。
- ② 乙は、（1）、（9）に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林内に森林作業道その他の施設を設置し、又は乙以外の者に設置させることができる。この場合において、乙は、当該設置された施設の維持管理を行うものとする。
- ③ 乙は、当該森林の立木が第三者に対して損害を及ぼすおそれがあると認められる場合であつて、かつ第三者から当該立木について除去等を行いたい旨の申出がある場合には、第三者が当該立木について除去等を行うことを認めることができる。

(8) 甲への通知

当該森林について販売収益が生じた場合、経営管理実施権が設定されないときには乙が（経営管理実施権が設定されるときには経営管理実施権者が）甲に対

して販売収益、伐採等に要した経費等に係る明細書を通知するものとする。

(9) 森林保険（経営管理審査権が設定された場合）

- ① 気象災等により当該森林について被害が発生した場合、乙が復旧を行うこととし、復旧内容は甲と乙の協議により定める。

② 乙は、甲の費用負担において甲を被保険者として当該森林保険を付保することができるることとし、甲はこれを承諾する。なお、当該付保に関する諸手続は乙がこれを行うものとする。

③ 乙が②により森林保険を付保した場合、甲は、保険料を期限までに乙の発行する納入通知書により、その指定する場所において支払わなければならない。

④ 乙が②により森林保険を付保した場合であって、天災地変等の事由により保険事故があるときには、甲は当該保険金の請求及び受領を乙に委任するものとし、乙が当該保険金を復旧の用に供するため、甲は当該保険金額を乙に帰属させるものとする。

(10) 杰林促陰（終嘗管理室施権が設定期を切た場合）

- （注）日本地図出版社による「日本地図」

① 気象災等により当該森林について被害が発生した場合、経営管理実施権者が復旧を行うこととし、復旧内容は甲と経営管理実施権者の協議により定める。

② 経営管理実施権者は、経営管理実施権者の費用負担において甲を被保険者として当該森林保険を付保することとし、甲はこれに生じる樹木に生育する樹木について森林保険を付保することとする。

③ 天災地変等の事由により保険事故が発生し、甲に支払われる保険金がある場合、甲は当該保険金額を経営管理実施権者に委任するものとする。

(11) 害等による経営又は管理の不審

- 次に掲げる場合において、(1)に掲げる事項を実施する予定の森林について(1)に掲げる事項を実施することが不可能又は不適当になったときは、乙は、当該事項の一部又は全部を実施しないことができる。

(1) 災害その他の原因により当該森林の全部又は一部が損壊したとき
(2) 路網の損壊等により当該森林への到達が困難となつたとき
(3) 当該森林の土地が公用、公共用又は公益事業の用に供されるとき

卷之二

- ① 乙は、乙の員のために常に不利益を生じさせたことは、乙の不利益に由来する損害である。

② 乙の責めに帰すことのできない事由によって甲に不利益が生じたときは、乙は損害賠償責任を負わない。

(13) 経営管理権の存続期間の満了時及び消滅時における清算の方法

経営管理権の存続期間の満了した場合において、甲との間で金銭の支払は生じないとともに、立木の所有権は甲に帰属するものとする。

(14) 甲の通知及び届出

① 甲は、当該森林について、第三者に権利を移転若しくは設定する場合には、あらかじめ乙にその旨を通知しなければならない。

② 甲及び甲の相続人又は受遺者は、当該森林について権利の喪失がある場合、甲が住所又は名称を変更した場合、甲が死亡した場合その他当該経営管理権存続期間を亦裏する必要がある場合は、速やかに申し出るものとする。

（15）経営管理実務問題

- ① 乙は、甲から経営管理権の設定を受けた森林の一部又は全部についてこの経営管理権集権計画の内容に適合する限りにおいて、甲の同意を要さずに、経営管理実施権を設定することができる。

② 経営管理権配分計画を作成し、乙が選定した民間事業者に当該森林の経営管理実施権を、甲及び乙に経営管理実施権者が当該森林で経営管理を実施する義務を負い、甲は経営管理実施権者に義務履行を求めるごとに、甲は年1回の報告を徴収する義務のみを負う。

③ 甲が経営管理実施権配分計画により設定された経営管理受益権に基づき経営管理実施権者から支払を受けたときは、当該支払を受けた額の限度で、当該経営管理実施権配分計画による本サブトト門する経営管理権集権計画に付記された経営管理権の受取額を超過するものとみなす。

地理圖

- この経営管理権集積計画に定めのない事項及びこの経営管理権集積計画に疑義が生じたときは、甲、乙が協議して定める。

別添1 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容（C）

対象森林					経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容
	所在	地番	林班	小班	
<経営管理実施権が設定される場合>					<経営管理実施権者が間伐、主伐後又は一部を実施するものとし、その方法は経営管理実施権を設定する前に乙及び保育等の施業、木材の販売、森林の保護等のものとする。>
①	釜石市栗林町	24-91	316	12-1	○業、木材の販売、森林の保護等のものとし、その方法は経営管理実施権として決めるものとする。
	釜石市栗林町	24-91	316	12-4	○業、木材の販売、森林の保護等のものとし、その方法は経営管理実施権が設定されない場合>
	釜石市栗林町	24-91	316	13-2	○乙は、存続期間中に間伐を1回以上実施することにより複層林化を図るものとする。なお、施業の実施にあたっては、溪畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。
	釜石市栗林町	24-91	316	14-1	○乙は、火災、病虫害及び気象害の予防のため、年1回の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断で
	釜石市栗林町	24-91	316	14-2	きる限りで行う。
	釜石市栗林町	24-91	316	14-4	
	釜石市栗林町	24-91	316	14-6-1	
	釜石市栗林町	24-91	316	15-3	
<経営管理実施権が設定される場合>					<経営管理実施権者は、伐期を迎える間に10年ごとに間伐を実施するものとする。なお、施業の実施にあたっては、溪畔林における不必要的伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。
②	釜石市栗林町	24-91	316	12-5	○乙は、存続期間中に主伐並びに主伐後の植栽（鳥獣害対策施設の設置・維持管理を含む。以下同じ。）及び保育等の施業、木材の販売、森林の保護等の全部又は一部を実施する前に乙及び経営管理実施権を設定する前に乙及び経営管理実施権者で協議して決めるものとする。
	釜石市栗林町	24-91	316	12-6	○乙は、存続期間中に間伐を1回以上実施することにより複層林化を図るものとする。
	釜石市栗林町	24-91	316	12-7	○乙は、生物多様性に配慮するものとし、その方法は経営管理実施権を設定する前に乙及び経営管理実施権者で協議して決めるものとする。
	釜石市栗林町	24-91	316	12-8	
	釜石市栗林町	24-91	316	12-9	
	釜石市栗林町	24-91	316	13-3	
	釜石市栗林町	24-91	316	14-6-2	
	釜石市栗林町	24-91	316	10-1	○乙は、火災、病虫害及び気象害の予防のため、年1回の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断で
	釜石市栗林町	24-91	316	10-2	きる限りで行う。
	釜石市栗林町	24-91	316	10-3	
④	釜石市栗林町	24-91	316	12-2	
	釜石市栗林町	24-91	316	14-3	
	釜石市栗林町	24-91	316	15-1	
	釜石市栗林町	24-91	316	15-2	

別添2 木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭(D)の額の算定方法

対象森林		木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合における収益から伐採等に要する経費を控除るべき金銭(D)の額の算定方法			
所在	地番	林班	小班	<経営管理実施権が設定される場合> (伐採後、木材の販売収益が確定後に利益を支払う場合)	
釜石市栗林町	24-91	316	12-1	(1. 甲に支払われるべき金銭の額の算定方法)	○主伐について甲に支払われるべき金銭の額は、木材の販売収益から、主伐に係る経費、木材の販売に係る経費、主伐後の植栽(鳥獣害対策施設の設置・維持管理を含む。以下同じ。)及び保育に係る経費その他の経営として乙が算定した額を控除した額とする。
釜石市栗林町	24-91	316	12-4	(2. 木材の販売収益の額の算定方法)	○(1)利用間伐について甲に支払われるべき金銭の額は、木材の販売による収益の額から利用間伐に係る経費及び木材の販売に係る経費として乙が算定した額を控除した額とする。
釜石市栗林町	24-91	316	12-5	(3. 伐採等による経費の算定方法)	○(2)主伐及び利用間伐に係る木材の販売収益については、実際に木材を販売して得られた収益の額とする。
釜石市栗林町	24-91	316	12-6	(4. 留意事項)	○乙が算定する主伐に添付された経費については、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権が経営管理実施権の見積額とする。
釜石市栗林町	24-91	316	12-7		○乙が算定する主伐が実施された場合に添付された経費については、経営管理実施権者が経営管理実施権の見積額とする。
釜石市栗林町	24-91	316	12-8		○乙が算定する主伐の設置・維持管理を含む)、保育及び利用間伐に係る標準単価を基に経営管理実施権者が経営管理実施権の見積額とする。
釜石市栗林町	24-91	316	12-9		○乙が算定する主伐が定め岩手県が実施された木材の販売に係る経費の見積額とする。
釜石市栗林町	24-91	316	13-2	(1. 留意事項)	○乙が算定する主伐に添付された経費については、経営管理実施権者が経営管理実施権の見積額とする。
釜石市栗林町	24-91	316	13-3	(2. 留意事項)	○乙が算定する主伐に添付された経費については、経営管理実施権者が経営管理実施権の見積額とする。
釜石市栗林町	24-91	316	14-1	(3. 伐採等による経費の算定方法)	○(1)主伐の実費が上記(3. 伐採等による経費の算定方法)により算定された経費と異なる場合は、その差額は経営管理実施権者が負担するものとする。
釜石市栗林町	24-91	316	14-2		○(2)主伐の実費が上回る場合は、その差額は経営管理実施権者が負担するものとする。
釜石市栗林町	23-62	325	14-4		○(3)主伐の実費が上記(3. 伐採等による経費の算定方法)により算定された経費と異なる場合は、その差額は経営管理実施権者が負担するものとする。
釜石市栗林町	23-62	325	14-6-1		○(4)主伐の実費が上回る場合は、その差額は経営管理実施権者が負担するものとする。
釜石市栗林町	23-62	325	14-6-2		○(5)主伐の実費が上記(3. 伐採等による経費の算定方法)により算定された経費と異なる場合は、その差額は経営管理実施権者が負担するものとする。
釜石市栗林町	23-62	325	15-3		○(6)主伐の実費が上回る場合は、その差額は経営管理実施権者が負担するものとする。

別添3 甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法

(経営管理実施権が設定されない場合)

<時期>

- 乙から甲に対して金銭の支払は行わない。

<相手方及び方法>

- 乙から甲に対して金銭の支払は行わない。

(経営管理実施権者が甲に対するDの支払について)

<時期>

- 経営管理実施権者が甲に対するDの支払については、伐採後、木材の販売収入額が確定後速やかに行うものとする。

<相手方及び方法>

- 次の支払先に支払うものとする。
(支払先) 甲の指定する口座

経営管理権集積計画

1 個別事項

整番	理号 集C-9	経営管理権の設定を受ける市町 村 (乙)	(名称) 釜石市長 野田 武則	(所在地) 岩手県釜石市只越町3丁目9番13号	
		経営管理権を設定する森林の森 林所有者 (甲)	(氏名又は名称) [REDACTED]	(住所又は所在地) [REDACTED]	
乙が経営管理権の設定を受ける森林 (A)					
番号	所在	地番	林班	小班	地目
面積 ha	面積 ha	現況 樹種	現況 林齡	経営管理権 の始期	経営管理権 の存続期間 (終期)
1 釜石市栗林町 24-124-1	316 50-1	山林	アカマツ 49	2022. 6. 1 (2042. 3. 31)	別添1の②参照 別添3参照
2 同上	316 50-2	山林 1.87	ソノタレ 83	同上	別添1の④参照 別添3参照
3 同上	316 50-3	山林	アカマツ 63	同上	別添1の①参照 別添2の①参照 別添3参照
4 同上	316 50-9	山林	スギ 60	同上	別添1の①参照 別添2の①参照 別添3参照
5 同上	325 5-1	山林 0.38	ソノタレ 28	同上	別添1の④参照 別添3参照
6					
7					
8					
9					
10					

乙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法
乙が甲にDを支払われる場合における収益から伐採等による経費を控除してなお利益があべき
木材の販売による収益から伐採等による経費を控除する場合において甲に支払われる金額 (D) の算定方法
経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容
経営管理権の存続期間 (終期)
(B)
(C)

別添2の①参照
別添3参照

別添1の②参照
別添3参照

別添1の③参照
別添3参照

別添1の①参照
別添2の①参照
別添3参照

別添1の①参照
別添2の①参照
別添3参照

別添1の④参照
別添3参照

乙が経営管理権の設定を受ける森林 (A)							経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者 (E)					
番号	所在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況樹種	現況林齡	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	備考
1	釜石市営林町	24-124-1	316	50-1	山林		アカマツ	49				
2	同上	24-124-1	316	50-2	山林	1.87	ソノタレ	83				
3	同上	24-124-1	316	50-3	山林		アカマツ	63				
4	同上	24-124-1	316	50-9	山林		スギ	60				
5	同上	23-56	325	5-1	山林	0.38	ソノタレ	28				
6												
7												
8												
9												
10												

この計画に同意する。
権利の設定を受ける市町村 (乙)
権利を設定する森林の森林所有者 (甲)

住所 (同上) 釜石市長 野田 武則
住所 (同上) [REDACTED]

- (記載注意) (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。
(2) 共有者不明森林又は所有者不明森林により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かれる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となつた場合は、新たなる森林所有者と元の森林所有者との面積を記載された帳に記載された面積を添付すること。
(3) (A) 欄の「面積」は林地台帳に記載された面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積を示す場合に、当該経営管理権を設定する場合に、当該部分を特定することができる場合に2段書きにする。なお、当該部分を記載する場合は、その旨を記載すること。
(4) (A) 欄の「現況樹種」及び「現況林齡」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は()書きで下段に2段書きすること。
(5) (B) 欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

2. 共通事項

この経営管理権の定めると、これに由り設定されるるところに、この個別事項に定められるるもののほか、1の個別事項に定められるるものには、次に定めることとする。

(1) 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容

乙は、1の個別事項に記載された森林（以下「当該森林」という。）の経営管理のため、1の個別事項に定めるところにより立木の伐採及び木材の販売、造林並びに保育（以下「伐採等」という。）を実施し、木材の販売による収益（以下「販売収益」という。）を收受するとともに、販売収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合にその一部を甲に支払う事業を実施すること

(2) 受託者の義務

① 経営管理実施権配分計画が定められない場合には、自己の財産に対するのと同一の注意義務をもつて経営管理を行う義務を負う。
② 経営管理実施権配分計画が定められる場合には、経営管理実施権配分計画により経営管理実施権の設定を受ける者（以下「経営管理実施権者」といふ。）は甲に注意義務を負い、甲は、当該経営管理実施権配分計画の定める事項について、経営管理実施権者に対して義務の履行を求めることができる。また、乙はこの経営管理権配分計画及び当該経営管理実施権配分計画に規定された報告権の権限の範囲内において、経営管理実施権者に対する監督責任のみを負う。

(3) 経営管理権の対象とする森林

当該森林にある立木竹は、甲に帰属する。

(4) 経営権及び経営管理受益権の設定
この経営管理権集積計画の公告により、乙に経営管理権が、甲に経営管理受益権（金銭の支払を受ける権利）が、それぞれ設定される。
乙に設定された経営管理権は、この公告の後ににおいて当該森林の森林所有者とならぬ者（国その他の森林経営管理法施行規則に定めた者を除く。）に対しても、その効力があるものとする。

(5) 税公課の負担

二二二、経営管理権の目的物に対する固有義務の子の他の権利を負担する。

(6) 経営管理の実務研究の各件

(6) 経営管理権の取扱い等の条件

① 乙は、甲が次のいずれかに該当する場合には、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。

ア 甲が偽りその他不正な手段により乙に経営管理権集積計画を定めさせたことが判明した場合

イ 甲が当該森林に係る権原を有しなくなった場合

② 乙は、災害その他の事由により当該森林において（1）に掲げる事項を実施することができなくなくなったときは、気象災等により被害が発生して（9）、（10）により復旧を行う場合を除き、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。

（7）森林への入り及び施設の利用等

① 乙は、（1）、（9）、（15）に掲げられる事項の実施のため必要があるときは、当該森林に隨時立ち入り、若しくは以外の者を立ち入らせ、又は当該森林に

② 甲及び乙は、この経営管理権集積計画に定めるところにより設定される事項は変更しないものとする。

③ 甲は、1の個別事項に定める経営管理権の存続期間の中途において解約しようとする場合は、乙の同意を得るものとする。

② 乙は、(1)、(9)に掲げる事項の実施のため必要な施設を設置し、又は乙以外の者に設置させることができる。
③ 乙は、(1)、(9)に掲げる事項の実施のため必要な施設を設置し、又は乙以外の者に設置させることができる。

③ 乙は、当該森林の立木が第三者に対して損害を及ぼすおそれがあると認められる場合(以下「除去等」といいます)に、かつ第三者が当該立木について除去等を行うことを認めることがあります。

(8) 甲への通知
当該森林について販売収益が生じた場合、経営管理実施権が設定されないときには乙が(経営管理実施権者が)甲に対

して販売収益、伐採等に要した経費等に係る明細書を通知するものとする。

(9) 森林保険（経営管理実施権が設定された場合）
① 気象災害等について森林に当該森林が発生した場合、乙が復旧を行うことを、復旧内容は甲との協議により定める。

- ① 乙様は、甲が保険料を支払わなければならぬことを承諾する。なお、
② 乙は、甲の費用負担において甲を被保険者として当該森林保険を付保することとし、甲はこれを承諾する。

当該付保に関する諸手続は乙がこれが行うものとする。

③ 乙が②により森林保険を付保した場合、甲は、保険料を期限までに乙の発行する納入通知書により、その指定する場所において支払わなければならない。

④ 乙が②により森林保険を付保した場合であつて、天災地変等の事由により保険事故が発生し、甲に支払われる保険金があるときには、甲は当該保険金の請求及び受領を乙に委任するものとし、乙が当該保険金を復旧の用に供するため、甲は当該保険金全額を乙に帰属させるものとする。

(10) 森林保険（経営管理施設が設定された場合）

- ① 気象災等により当該森林について被害が発生した場合、経営管理実施権者が復旧を行うこととし、復旧内容は甲と経営管理実施権者の協議により定める。

② 経営管理実施権者は、経営管理実施権者の費用負担において甲を被保険者として当該森林に生育する樹木について森林保険を付保することとし、甲はこれを行うものとする。

③ 天災地変等の事由により保険事故が発生し、甲に支払われる保険金がある場合、甲は当該保険金の請求及び受領を経営管理実施権者に帰属させるものとする。

(11) 「審査等による経営管理実施権者が該監理の不実操縦を

- （）災害等による障害又は生息の不実施次に掲げる場合において、（1）に掲げる事項を実施する予定の森林について（1）に掲げる事項を実施することが不可能又は不適当になったときは、乙は、当該事項の一部又は全部を実施しないことができる。

は、当該争議の一部又は全部を含む、二二〇〇年三月三十日付の該森林の全部が捐擲したとき

- （2）② 路網の損壊等により当該森林への到達が困難となつたとき
（3）③ 当該森林の土地が公用、公共用又は公益事業の用に供せられるとき

(12) 損害の賠償

- ① 乙は、甲に不利益を生じさせたときには、その不利益に相当する額を支払うものとする。
② 乙の責めに帰すことのできない事由によって甲に不利益が生じたときは、乙は損害賠償責任を負わない。

(13) 経営管理権の存続期間の満了時及び消滅時における清算の方法

- 経営管理権の存続期間の満了した場合において、甲と乙との間で金銭の支払は生じないとともに、立木の所有権は甲に帰属するものとする。

① 甲は、当該森林について、第三者に権利を移転若しくは設定する場合には、あらかじめ乙にその旨を通知しなければならない。
② 甲及び甲の相続人又は受遺者は、当該森林について権利の喪失があった場合、甲が住所又は名称を変更した場合、甲が死亡した場合その他当該経営管理権の通知及び届出

集積計画を変更する必要がある

(16) 営管の他の

別添1 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容（C）

対象森林					経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容
	所在	地番	林班	小班	
①	釜石市栗林町	24-124-1	316	50-3	<p>＜経営管理実施権が設定される場合＞</p> <p>○ 木材の販売、森林の保護等のものとし、その方法は経営管理の施権で協議して決めるものとする。</p> <p>○ 釜石市栗林町に間伐を1回以上実施することにより複層林化を図るものとする。なお、施業の実施にあたっては、溪畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。</p> <p>○ 乙は、火災、病虫害及び気象害の予防のため、年1回の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断で行う。</p>
②	釜石市栗林町	24-124-1	316	50-1	<p>＜経営管理実施権が設定される場合＞</p> <p>○ 不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。</p> <p>○ 伐期において、経営管理実施権者が主伐並びに主伐後の植栽等の施業、木材の販売、森林の保護等のものとする。</p> <p>○ 経営管理実施権として決めるものとする。</p> <p>○ 釜石市栗林町に間伐を1回以上実施することにより複層林化を図るものとする。なお、施業の実施にあたっては、溪畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。</p> <p>○ 乙は、火災、病虫害及び気象害の予防のため、年1回の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断で行う。</p>
④	釜石市栗林町	24-124-1	316	50-2	<p>＜経営管理実施権が設定されない場合＞</p> <p>○ 乙は、火災、病虫害及び気象害の予防のため、年1回の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断で行う。</p>
	釜石市栗林町	23-56	325	5-1	

木材の販売による収益から、採伐等に要する経費を控除して、なお利益がある場合において甲に支払われるべき金額（D）の額の算定方法

対象森林				木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益が甲において支払われる場合における金額(D)の算定方法			
所在	地番	林班	小班	<経営管理実施権が設定される場合>			
釜石市栗林町	24-124-1	316	50-1	(1. 甲に支払われるべき金額の額は、木材の販売収益から、主伐に係る経費、木材の販売に係る経費（森林保育の経費）、主伐後の植栽（鳥獣害対策施設の設置・維持管理を含む。以下同じ。）及び保育その他の経費（森林保険の保険料等）として乙が算定した額とする。	(1. 甲に支払われるべき金額の額は、木材の販売収益から、主伐に係る経費、木材の販売に係る経費（森林保育の経費）、主伐後の植栽（鳥獣害対策施設の設置・維持管理を含む。以下同じ。）及び保育その他の経費（森林保険の保険料等）として乙が算定した額とする。	(1. 甲に支払われるべき金額の額は、木材の販売収益から、主伐に係る経費、木材の販売に係る経費（森林保育の経費）、主伐後の植栽（鳥獣害対策施設の設置・維持管理を含む。以下同じ。）及び保育その他の経費（森林保険の保険料等）として乙が算定した額とする。	(1. 甲に支払われるべき金額の額は、木材の販売収益から、主伐に係る経費、木材の販売に係る経費（森林保育の経費）、主伐後の植栽（鳥獣害対策施設の設置・維持管理を含む。以下同じ。）及び保育その他の経費（森林保険の保険料等）として乙が算定した額とする。
釜石市栗林町	24-124-1	316	50-3	(2. 木材の販売による収益に係る経費の算定方法)	(2. 木材の販売による収益に係る経費の算定方法)	(2. 木材の販売による収益に係る経費の算定方法)	(2. 木材の販売による収益に係る経費の算定方法)
釜石市栗林町	24-124-1	316	50-9	(3. 伐採等による主伐に係る経費の算定方法)	(3. 伐採等による主伐に係る経費の算定方法)	(3. 伐採等による主伐に係る経費の算定方法)	(3. 伐採等による主伐に係る経費の算定方法)
				(4. 留意事項)	(4. 留意事項)	(4. 留意事項)	(4. 留意事項)
				○ 木材の販売収益から差し引いた主伐後の植栽及び保育に係る経費その他の経費（森林保険の保険料等）は、甲からの預り金として経営管理実施権者が管理する。なお、経営管理実施権者が預かる期間は、預り金の残高がなくなるか、経営管理に係る持ち出しの必要がなくなるまでとする。	○ 木材の販売収益から差し引いた主伐後の植栽及び保育に係る経費その他の経費（森林保険の保険料等）は、甲からの預り金として経営管理実施権者が管理する。なお、経営管理実施権者が預かる期間は、預り金の残高がなくなるか、経営管理に係る持ち出しの必要がなくなるまでとする。	○ 木材の販売収益から差し引いた主伐後の植栽及び保育に係る経費その他の経費（森林保険の保険料等）は、甲からの預り金として経営管理実施権者が管理する。なお、経営管理実施権者が預かる期間は、預り金の残高がなくなるか、経営管理に係る持ち出しの必要がなくなるまでとする。	○ 木材の販売収益から差し引いた主伐後の植栽及び保育に係る経費その他の経費（森林保険の保険料等）は、甲からの預り金として経営管理実施権者が管理する。なお、経営管理実施権者が預かる期間は、預り金の残高がなくなるか、経営管理に係る持ち出しの必要がなくなるまでとする。
				○ 経営管理実施権が設定されない場合	○ 経営管理実施権が設定されない場合	○ 経営管理実施権が設定されない場合	○ 経営管理実施権が設定されない場合
				(1. 甲に支払われるべき金額の額は乙のものとする。)	(1. 甲に支払われるべき金額の額は乙のものとする。)	(1. 甲に支払われるべき金額の額は乙のものとする。)	(1. 甲に支払われるべき金額の額は乙のものとする。)
				(2. 留意事項)	(2. 留意事項)	(2. 留意事項)	(2. 留意事項)
				○ 乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。ただし、森林保険を付保する場合における保険料は除くものとする。	○ 乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。ただし、森林保険を付保する場合における保険料は除くものとする。	○ 乙が経営管理を行うために要した絏費は乙が負担するものとする。ただし、森林保険を付保する場合における保険料は除くものとする。	○ 乙が絏営管理を行うために要した絏費は乙が負担するものとする。ただし、森林保険を付保する場合における保険料は除くものとする。

別添3 甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法

(経営管理実施権が設定されない場合)

<時期>
○ 乙から甲に対して金銭の支払は行わない。

<相手方及び方法>
○ 乙から甲に対して金銭の支払は行わない。

(経営管理実施権が設定される場合)

<時期>
○ 経営管理実施権者から甲に対するDの支払については、伐採後、木材の販売収入額が確定後速やかに行うものとする。

<相手方及び方法>

○ 次の支払先に支払うものとする。
(支払先) 甲の指定する口座

経営管理権集積計画

1 個別事項

整番 理号	集C-11 経営管理権の設定を受ける市町村（乙） 経営管理権を設定する森林の森林所有者（甲）	(名称) 釜石市長 野田 武則		(所在地) 岩手県釜石市只越町3丁目9番13号	
		(氏名又は名称) [REDACTED]		(住所又は所在地) [REDACTED]	
乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）					
番号	所在 地番	地番 林班	小班 地目	面積 ha	現況 樹種 現況 林齡
1	釜石市栗林町 23-60	325	14-1	山林 0.66	アカマツ 69
2	同上 23-60	325	14-2	山林 同上	スギ 63
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					

乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）							経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者（E）						
番号	所 在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況樹種	現況林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	備考	
1	釜石市栗林町	23-60	325	14-1	山林	0.66	アカマツ	69					
2	同上	23-60	325	14-2	山林		スギ	63					
3													
4													
5													
6													
7													
8													
9													
10													

この計画に同意する。

権利の設定を受ける市町村（乙）

住 所（同上） 釜石市長 野田 武則
住 所（同上） [REDACTED]

（記載注意）

- (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。
 (2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かれる書類を添付すること。
 (3) (A) 欄の「面積」は林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、新たな面積を記載すること。
 (4) (A) 欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載すること。
 (5) (B) 欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

(記載注意)

- (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすることにより定めた旨が分かること。また、森林所有者が特例手続により定めた場合には、記載された書類を添付すること。
- (2) 共有者不明森林又は所有者不明森林所持者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された場合は、新たな林地台帳に記載されることは、林地台帳に記載されること。
- (3) (A) 横の「面積」は林地台帳に記載された面積を記載することとし、林地台帳に記載するごとの面積が著しく事実と相違する場合には、林地台帳に記載するごとの面積が著しく事実と相違するごとに、1筆の一部を示す。なお、当該経営管理権の場所を示す図面を添付するごとに、1筆の一部を示す。
- (4) (A) 横の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合には()書きで下段に2段書きにすること。
- (5) (B) 横は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。
- ② 経営管理実施権配分計画が定められた場合には、経営管理実施権配分計画により経営管理実施権の設定を受ける者（以下「経営管理実施権者」といいう。）は甲に善管注意義務を負い、甲は、当該経営管理実施権配分計画の定める事項について、経営管理実施権者に対して義務の履行を求めることができる。また、乙はこの経営管理権配分計画及び当該経営管理実施権配分計画に規定された報告微収の権限の範囲内において、経営管理実施権者に対する監督責任のみを負う。
- (3) 経営管理権の対象とする森林
当該森林にある立木竹は、甲に帰属する。
- (4) 経営管理権及び経営管理受益権の設定
この経営管理権集積計画の公告により、乙に経営管理権が、甲に経営管理受益権（金銭の支払を受ける権利）が、それぞれ設定される。乙に設定された経営管理権は、この公告の後ににおいて当該森林の森林所有者となつた者（国その他の森林の森林所有者となつた者）に対しても、その効力があるものとする。
- (5) 租税公課の負担
甲は、経営管理権の目的物に対する固定資産税その他の租税を負担する。
- (6) 経営管理権の設定等の条件
- ① 乙は、甲が次の一いずれかに該当する場合には、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。
ア 甲が偽りその他不正な手段により乙に経営管理権集積計画を定めさせた場合
イ 甲が当該森林に係る権原を有しなくなった場合
② 乙は、災害その他の事由により当該森林において（1）に掲げる事項を実施するこ事が著しく困難となつたときは、気象災等により被害が発生して（9）、（10）により復旧を行う場合を除き、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。
③ 甲は、1の個別事項に定める経営管理権の存続期間の中途中において解約しようとする場合は、乙の同意を得るものとする。
④ 甲及び乙は、この経営管理権集積計画に定めるところにより設定される経営管理権に関する事項は変更しないものとする。
- (7) 森林への入り及び施設の利用等
- ① 乙は、（1）、（9）、（15）に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林に隨時立ち入り、若しくは乙以外の者を立ち入らせ、又は当該森林に設定された路網その他の施設を使用することができます。
② 乙は、（1）、（9）に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林作業道その他施設を設置し、又は乙以外の者に設置させることができます。
③ 乙は、当該森林の立木が第三者に対して損害を及ぼすおそれがあると認められる場合であつて、かつ第三者から当該立木について除去等を行いたい旨の申出がある場合には、第三者が当該立木について除去等を行うことを認めることができる。
- (8) 甲への通知
当該森林について販売収益が生じた場合、経営管理実施権が設定されないとときには乙が（経営管理実施権が設定されるとときには経営管理実施権者）甲に對

して販売収益、伐採等に要した経費等に係る明細書を通知するものとする。

- (9) 森林保険（経営管理実施権が設定されなかつた場合）
① 気象災等により当該森林について被害が発生した場合、乙が復旧を行うこととし、復旧内容は甲と乙の協議により定める。
② 乙は、甲の費用負担において甲を被保険者として当該森林に生育する樹木について森林保険を付保することとし、甲はこれを承諾する。なお、当該付保に関する諸手続は乙がこれを行うものとする。
③ 乙が②により当該森林保険を付保した場合、甲は、保険料を期限までに乙の発行する納入通知書により、その指定する場所において支払わなければならぬ。
④ 乙が②により森林保険を付保した場合で、天災地変等の事由により保険事故が発生し、甲に支払われる保険金があるときは、甲は当該保険金の請求及び受領を乙に委託するものとする。

- (10) 森林保険（経営管理実施権が設定された場合）
① 気象災等について当該森林について被害が発生した場合、経営管理実施権者が復旧を行うこととし、復旧内容は甲と経営管理実施権者の協議により定める。
② 経営管理実施権者は、経営管理実施権者の費用負担において甲を被保険者として当該森林に生育する樹木について森林保険を付保することとし、甲はこれを承諾する。なお、当該付保に関する諸手続は経営管理実施権者がこれを行うものとする。
③ 天災地変等の事由により保険事故が発生し、甲に支払われる保険金がある場合、甲は当該保険金の請求及び受領を経営管理実施権者に委任するものとし、経営管理実施権者が当該保険金を復旧の用に供するため、甲は当該保険金を経営管理実施権者に帰属させるものとする。

- (11) 災害等による経営又は管理の不実施
次に掲げる場合において、(1)に掲げる事項を実施する予定の森林について(1)に掲げる事項を実施することが不可能又は不適当になったときは、乙は、当該事項の全部又は全部を実施しないことができる。
① 灾害その他の原因により当該森林の全部又は一部が損壊したとき
② 路網の損壊等により当該森林への到達が困難となつたとき
③ 当該森林の土地が公用、公用又は公益事業の用に供されるとき

- (12) 損害の賠償
① 乙は、乙の責めに帰すべき事由によって甲に不利益を生じさせたときには、その不利益に相当する額を支払うものとする。
② 乙の責めに帰すことのできない事由によって甲に不利益が生じたときは、乙は損害賠償責任を負わない。

- (13) 経営管理権の存続期間の満了時及び消滅時における清算の方法
経営管理権の存続期間の満了した場合において、甲と乙との間で金銭の支払は生じないとともに、立木の所有権は甲に帰属するものとする。

- (14) 甲の通知及び届出
① 甲は、当該森林について、第三者に権利を移転若しくは設定する場合には、あらかじめ乙にその旨を通知しなければならない。
② 甲及び甲の相続人又は受遺者は、当該森林について権利の喪失があった場合、甲が住所又は名称を変更した場合、甲が死亡した場合その他当該経営管理権集積計画を変更する必要がある場合は連絡なく乙に申し出るものとする。

- (15) 経営管理実施権配分計画の作成
① 乙は、甲から経営管理権の設定を受けた森林の一部又は全部においてこの経営管理権集積計画の内容に適合する限りにおいて、甲の同意を要さずに、経営管理実施権配分計画を作成し、乙が選定した民間事業者に当該森林の経営管理実施権を、甲及び乙に経営管理受益権を設定することができます。
② 経営管理実施権配分計画が定められる場合、経営管理実施権者が当該森林で経営管理を実施する義務を負い、甲は経営管理実施権者に義務履行を求めることができる。なお、乙は、経営管理実施権者に対して当該森林の経営管理の状況等について年1回の報告を徴収する義務のみを負う。

- ③ 甲が経営管理実施権配分計画により設定された経営管理受益権に基づき経営管理実施権者から支払を受けたときは、当該支払を受けたものとみなす。

- (16) その他
この経営管理権集積計画に定めのない事項及びこの経営管理権集積計画に疑義が生じたときは、甲、乙が協議して定める。

別添1 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容 (C)

対象森林				経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容			
所在	地番	林班	小班				
<経営管理実施権が設定される場合>							
釜石市栗林町	23~60	325	14-1	○業、木材の販売、森林の保護等の権利を有する者と、その方法は経営管理実施権で協議して決めるものとする。	○業者で協議して決める場合	○乙は、存続期間中に間伐を1回以上実施することにより複層林化を図るものとする。	○乙は、生物多様性に配慮するものとする。
① 釜石市栗林町	23~60	325	14-2	○乙は、必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するため、年1回の森林の巡視を行うものとし、当該巡回は林道からの目視によって判断できる限りで行う。			

木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭 (D) の額の算定方法

対象森林	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法				
	所在	地番	林班	小班	（伐採後、木材の販売収益が確定後に利益を支払う場合）
釜石市栗林町	23-60	325	14-1	○ 1. 甲に支払われるべき金銭の額は、木材の販売収益から、主伐後に他の植栽設置・維持管理を含む。以下同じ。）及び保育に係る経費（森林保険の保険料等）として乙が算定した額とする。	
釜石市栗林町	23-60	325	14-2	○ 2. 伐採等による主伐に対する経費の算定方法）	
				○ 3. 伐採等による主伐に対する経費を控除して甲に支払われるべき金銭の額は、木材の販売による収益の額から利用間伐に係る経費及び木材の販売に係る経費として乙が算定した額とする。	
				○ 4. 留意事項）	
				○ 木材の販売収益から差し引いた主伐後の植栽及び保育に係る経費その他の経営実施権者が管理する。なお、経営実施権者が預かる期間は、預り金の残高がなくなるか、経営管理の預り金として経営実施権者が主伐後の経営管理を行うためには、その差額は経営実施権者が負担するものとする。	
				○ 経営実施権に基づき乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売による収益は乙のものとする。	
				○ 1. 甲に支払われるべき金銭の額の算定方法	
				○ 2. 留意事項）	
				○ 乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。ただし、森林保険を付保する場合における保険料は除くものとする。	

別添3 甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法

(経営管理実施権が設定されない場合)

- <時期>
○ 乙から甲に対して金銭の支払は行わない。

<相手方及び方法>

- 乙から甲に対して金銭の支払は行わない。

(経営管理実施権が設定される場合)

- <時期>
○ 経営管理実施権者から甲に対するDの支払については、伐採後、木材の販売収入額が確定後速やかに行うものとする。

<相手方及び方法>

- 次の支払先に支払うものとする。
(支払先) 甲の指定する口座

経営管理権集積計画

1 個別事項

整番 理号	集C-13	経営管理権の設定を受ける市町 村（乙）	(名称)		(所在地)								
		経営管理権を設定する森林の森 林所有者（甲）	(氏名又は名称)		(住所又は所在地)								
乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）													
番号	所在 地番	地番	林班	小班	地目	面積 ha							
番号所	在 地番	地番	林班	小班	地目	面積 ha							
1	釜石市栗町	23-57	325	10-1	山林	ヒノキ	43	2022. 6. 1 (2042. 3. 31)	経営管理権の始期 (終期) (B)	経営管理権の存続期間 (終期) (C)	木材の販売による収益から伐採等に 要する経費を控除してなお利益があ る場合において甲に支払われるべき 金銭（D）の額の算定方法	乙が甲にDを 支払うべき時 期、相手方及 び方法	乙が甲にDを 支払うべき時 期、相手方及 び方法
2	同上	23-57	325	10-2	山林	アカマツ	43	同上	別添1 の②参照	別添2 の①参照	別添3 参照		
3	同上	23-57	325	9-1	山林	スギ	47	同上	別添1 の②参照	別添2 の①参照	別添3 参照		
4													
5													
6													
7													
8													
9													
10													

乙が経営管理権の設定を受ける森林 (A)							経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者 (E)					
番号	所 在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況樹種	現況林齡	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	備考
1	釜石市栗林町	23-57	325	10-1	山林		ヒノキ	43				
2	同上	23-57	325	10-2	山林	0.97	アカマツ	43				
3	同上	23-57	325	9-1	山林		スギ	47				
4												
5												
6												
7												
8												
9												
10												

〔この計画に同意する。
権利の設定を受ける市町村 (乙)
権利を設定する森林の森林所有者 (甲)〕

住 所 (同上) 釜石市長 野田 武則
住 所 (同上) [REDACTED]

- (記載注意) (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。
(2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。
(3) (A) 欄の「面積」は、新たな森林所有者と元の森林所有者の面積を記載された林地台帳ごとの面積が著しく事実と相違する場合には、林地台帳に記載された面積が添付することとし、林地台帳に記載された面積が添付することとし、1筆の一部実測面積を () 書きで下段に2段書きにする。なお、当該経営管理権集積画面の対象森林の部分を特定する場合は、当該部分を記載する旨を記載する。
(4) (A) 欄の「現況樹種」及び「現況林齡」は森林簿に記載される図面を添付することとし、森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は () 書きで下段に2段書きにすること。
(5) (B) 欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

2 共通事項

この経営管理権に基づいて行われる経営管理の定めるところにより設定される経営管理権及び経営管理受益権は、1の個別事項に定めるもののはか、次に定めるとこによる。

(1) 経営管理権に記載された森林（以下「当該森林」という。）の経営管理のため、1の個別事項に定めるところにより立木の伐採及び木材の販売、造林並びに保育（以下「伐採等」という。）を実施し、木材の販売による収益（以下「販売収益」という。）を收受するとともに、販売収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合にその一部を甲に支払う事業を実施すること

(2) 受託者の義務

- ① 経営管理実施権集積計画が定められない場合には、乙は、自己の財産に対するのと同一の注意義務をもって経営管理を行いう義務を負う。
- ② 経営管理実施権配分計画が定められる場合には、経営管理実施権の設定を受ける者（以下「経営管理実施権者」といいう。）は甲に善管注意義務を負い、甲は、当該経営管理実施権者に対して義務の履行を求めることができる。また、乙はこの経営管理実施権配分計画及び当該経営管理実施権集積計画に規定された報告徴収の権限の範囲において、経営管理実施権者に対する監督責任のみを負う。
- ③ 経営管理権の対象とする森林
当該森林にある立木竹は、甲に帰属する。

(4) 経営管理権及び経営管理受益権の設定

- この経営管理権集積計画の公告により、乙に経営管理権が、甲に経営管理受益権（金銭の支払を受ける権利）が、それぞれ設定される。
乙に設定された経営管理権は、この公告の後において当該森林の森林所有者となつた者（国その他の森林経営管理法施行規則に定められた者を除く。）に対しても、その効力があるものとする。

(5) 租税公課の負担

甲は、経営管理権の目的物に対する固定資産税その他の租税を負担する。

(6) 経営管理権の設定等の条件

- ① 乙は、甲が次のいずれかに該当する場合には、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。
 - ア 甲が偽りその他不正な手段により乙に経営管理権集積計画を定めさせたことが判明した場合
イ 甲が当該森林に係る権原を有しなくなつた場合は、気象災等により被害が発生して（9）、（10）により復旧を行う場合を除き、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。
 - 乙は、災害その他の事由により当該森林において（1）に掲げる事項を実施することが著しく困難となつたときは、（3）甲は、1の個別事項に定める経営管理権の存続期間の中途中において解約しようとする場合は、乙の同意を得るものとする。
 - 甲及び乙は、この経営管理権集積計画に定めるところにより設定される経営管理権に関する事項は変更しないものとする。
- ② 乙は、（1）、（9）、（15）に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林に隨時立ち入り、若しくは乙以外の者を立ち入らせ、又は当該森林に設定された路網その他の施設を使用し、若しくは乙以外の者に使用させることができる。
- ③ 乙は、（1）、（9）に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林内に森林作業道その他の施設を設置し、又は乙以外の者に設置させることができる。この場合において、乙は、当該設置された施設の維持管理を行うものとする。
- ④ 乙は、当該森林の立木が第三者に對して損害を及ぼすおそれがあると認められる場合であつて、かつ第三者から当該立木について除去等を行いたい旨の申出がある場合には、第三者が当該立木について除去等を行うことを認めることができる。

(8) 甲への通知

- 当該森林について販売収益が生じた場合、経営管理実施権が設定されないときには乙が（経営管理実施権が設定されるときには経営管理実施権者が）甲に對

して販売収益、伐採等に要した経費等に係る明細書を通知するものとする。

(9) 森林保険（経営管理実施権が設定されなかつた場合）

- ① 気象災等により当該森林について被害が発生した場合、乙が復旧を行うこととし、復旧内容は甲との協議により定める。
- ② 乙は、甲の費用負担にして甲を被保険者として当該森林に生育する樹木について森林保険を付保することとし、甲はこれを承諾する。なお、当該付保に関する諸手続は乙がこれを行うものとする。
- ③ 乙が②により森林保険を付保した場合、甲は、保険料を期限までに乙の発行する納入通知書により、その指定する場所において支払わなければならない。
- ④ 乙が②により森林保険を付保した場合であつて、天災地変等の事由により保険事故が発生し、甲に支払われる保険金があるときは、甲は当該保険金の請求及び受領を乙に帰属させるものとする。

(10) 森林保険（経営管理実施権が設定された場合）

- ① 気象災等により当該森林について被害が発生した場合、経営管理実施権者が復旧を行うこととし、復旧内容は甲と経営管理実施権者の協議により定める。
- ② 経営管理実施権者は、経営管理実施権者の費用負担において甲を被保険者として当該森林に生育することとし、甲はこれを承諾する。なお、当該付保に関する諸手続は経営管理実施権者がこれを行うものとする。
- ③ 天災地変等の事由により保険事故が発生し、甲に支払われる保険金がある場合、甲は当該保険金全額を経営管理実施権者に委任するものとし、経営管理実施権者が当該保険金を復旧の用に供するため、甲は当該保険金全額を乙に帰属させるものとする。

(11) 災害等による経営又は管理の不実施

次に掲げる場合において、(1)に掲げる事項を実施する予定の森林について(1)に掲げる事項を実施することが不可能又は不適当になったときは、乙は、当該事項の全部を実施しないことができる。

- ① 灾害その他の原因により当該森林の全部又は一部が損壊したとき
- ② 路網の損壊等により当該森林への到達が困難となつたとき
- ③ 当該森林の土地が公用、公用又は公益事業の用に供されるとき

(12) 損害の賠償

- ① 乙は、乙の責めに帰すべき事由によって甲に不利益を生じさせたときには、その不利益に相当する額を支払うものとする。
- ② 乙の責めに帰すことのできない事由によって甲に不利益が生じたときは、乙は損害賠償責任を負わない。

(13) 経営管理権の存続期間の満了時及び消滅における清算の方法

経営管理権の存続期間の満了した場合において、甲と乙との間で金銭の支払は生じないとともに、立木の所有権は甲に帰属するものとする。

(14) 甲の通知及び届出

- ① 甲は、当該森林について、第三者に権利を移転若しくは設定する場合には、あらかじめ乙にその旨を通知しなければならない。
- ② 甲及び甲の相続人又は受遺者は、当該森林について権利の喪失があつた場合、甲が死亡した場合その他その他の経営管理権を変更する必要がある場合は遅滞なく乙に申し出るものとする。

(15) 経営管理実施権配分計画の作成

- ① 乙は、甲から経営管理権の設定を受けた森林の一部又は全部についてこの経営管理権集積計画の内容に適合する限りにおいて、甲の同意を要さずに、経営管理実施権配分計画を作成し、乙が選定した民間事業者に当該森林の経営管理実施権を、甲及び乙に経営管理受益権を設定することができます。
- ② 経営管理実施権配分計画が定められる場合、経営管理実施権者が当該森林で経営管理を実施する義務を負い、甲は経営管理実施権者に義務履行を求めることができる。なお、乙は、経営管理実施権者に対する義務のみを負う。
- ③ 甲が経営管理実施権配分計画により設定された経営管理受益権に基づき経営管理実施権に基づき経営管理受益権により設定された経営管理受益権に基づき乙から支払を受けたものとみなす。

(16) その他

- この経営管理権集積計画に定めのない事項及びこの経営管理権集積計画に疑義が生じたときは、甲、乙が協議して定める。

別添1 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容（C）

対象森林					経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容		
所在	地番	林班	小班				
釜石市栗林町	23-57	325	10-1	<経営管理実施権が設定される場合> ○不必要な伐採は、伐期を迎える間に間伐を実施するものとする。なお、施業の実施にあたっては、溪畔林における生物多様性に配慮するものとする。 ○伐期ににおいて、経営管理権者が主伐並びに主伐後の植栽（鳥獣害対策施設の設置・維持管理を含む。以下同じ。）及び保育等の施業、木材の販売、森林の保護等の全部又は一部を実施するものとし、その方法は経営管理実施権を設定する前に乙及び経営管理実施権会員で協議して決めて決めるものとする。			
釜石市栗林町	23-57	325	10-2	<経営管理実施権が設定されない場合> 乙は、存続期間中に間伐を1回以上実施することにより複層林化を図るものとする。 ○乙は、生物多様性に配慮するものとする。 ○乙は、必要な伐採は控える等、生虫害の予防のため、年1回の森林の巡回を行うものとし、当該巡回は林道からの目視によって判断で きる限りで行う。			
② 釜石市栗林町	23-57	325	9-1				

別添2 木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法

対象森林		木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法			
所在	地番	林班	小班	<経営管理実施権が設定される場合> (伐採後、木材の販売収益が確定後に利益を支払う場合)	
金石市栗林町	23-57	325	10-1	(1) 甲に支払われるべき金銭の額は、木材の販売収益から、主伐に係る経費、木材の販売に係る経費（森林保険の保険料等）及び保育に係る経費その他の経費（森林保険の保険料等）を控除した額とする。	(1) 甲に支払われるべき金銭の額は、木材の販売収益から、主伐に係る経費、木材の販売に係る経費（森林保険の保険料等）及び保育に係る経費その他の経費（森林保険の保険料等）を控除した額とする。
金石市栗林町	23-57	325	10-2	(2) 伐採等に要する経費の額は、木材の販売収益に算定した額とする。	(2) 伐採等に要する経費の額は、木材の販売収益に算定した額とする。
金石市栗林町	23-57	325	9-1	(3) 伐採等に要する経費の額は、木材の販売収益に算定した額とする。	(3) 伐採等に要する経費の額は、木材の販売収益に算定した額とする。
(1)				(4) 留意事項 ○木材の販売収益から引いた主伐後の植栽及び保育に係る経費その他の経費（森林保険の保険料等）は、甲からの預り金として経営管理実施権者が管理する。なお、経営管理実施権者が預かる期間は、預り金の残高がなくなるか、経営管理に係る持ちら出しの必要がなくなるまでとする。 ○経営管理実施権が設定されない場合> (1) 甲に支払われるべき金銭の額の算定方法 ○経営管理権に基づき乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売による収益は乙のものとする。 ○乙が経営管理を行ったために要した経費は乙が負担するものとする。ただし、森林保険を付保する場合における保険料は除くものとする。	(4) 留意事項 ○木材の販売収益から引いた主伐後の植栽及び保育に係る経費その他の経費（森林保険の保険料等）は、甲からの預り金として経営管理実施権者が管理する。なお、経営管理実施権者が預かる期間は、預り金の残高がなくなるか、経営管理に係る持ちら出しの必要がなくなるまでとする。 ○経営管理実施権が設定されない場合> (1) 甲に支払われるべき金銭の額の算定方法 ○経営管理権に基づき乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売による収益は乙のものとする。 ○乙が経営管理を行ったために要した経費は乙が負担するものとする。ただし、森林保険を付保する場合における保険料は除くものとする。

別添3 甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法

(経営管理実施権が設定されない場合)

<時期>

- 乙から甲に対して金銭の支払は行わない。

<相手方及び方法>

- 乙から甲に対して金銭の支払は行わない。

(経営管理実施権が設定される場合)

<時期>

- 経営管理実施権者から甲に対するDの支払については、伐採後、木材の販売収入額が確定後速やかに行うものとする。

<相手方及び方法>

- 次の支払先に支払うものとする。
(支払先) 甲の指定する口座

経営管理権集積計画

1 個別事項

整番 理号	集C-14 経営管理権の設定を受ける市町 村(乙) 経営管理権を設定する森林の森 林所有者(甲)	(名称) 釜石市長 野田 武則		(所在地) 岩手県釜石市只越町3丁目9番13号		
		(氏名又は名称) [REDACTED]		(住所又は所在地) [REDACTED]		
乙が経営管理権の設定を受ける森林(A)						
番号	所在 地番	在 地番	林班	小班	地目	
面積 ha	現況 樹種	現況 樹齡	經營管理権 の始期	經營管理権 の存続期 (終期)	經營管理権 に基づいて 行われる經營 管理の内 容(C)	
1 釜石市栗林町 24-143	317	13-5	山林	スギ 43	2022. 6. 1 (2042. 3. 31)	木材の販売による収益から伐採等に 要する経費を控除してなお利益があ るべき場合において甲に支払われるべき 金額(D)の額の算定方法
2 同上	24-143	317	13-6	山林 0.68	同上	乙が甲にDを 支払うべき時 期、相手方及 び方法
3 同上	24-143	317	16-2	山林	同上	別添3 参照
4						別添2 の②参照
5						別添2 の③参照
6						別添2 の②参照
7						別添2 の③参照
8						別添2 の②参照
9						別添2 の③参照
10						

(記載注意) (1) この個別事項は、経営管理権を設定する場合には、別表とすること。
共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めること。
また、森林所有者が書類を添付すること。

(5) (B) 標は、「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

2 共通事項

この経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容により設定される経営管理権及び経営管理受益権は、1の個別事項に定めるものほか、次に定めるとところによる。

- (1) 経営管理権に定めるところにより設定される経営管理の内容
乙は、1の個別事項に記載された森林（以下「当該森林」という。）の経営管理のため、1の個別事項に定めるところにより立木の伐採及び木材の販売、造林並びに保育（以下「伐採等」という。）を実施し、木材の販売による収益（以下「販売収益」という。）を收受するとともに、販売収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合にその一部を甲に支払う事業を実施すること

(2) 受託者の義務

- ① 経営管理実施権配分計画が定められない場合には、乙は、自己の財産に対するのと同一の注意義務をもって経営管理を行う義務を負う。
② 経営管理実施権配分計画が定められる場合には、経営管理実施権の設定を受けれる者（以下「経営管理実施権者」といいう。）は甲に注意義務を負い、甲は、当該経営管理実施権配分計画の定める事項について、経営管理実施権者に対して義務の履行を求めることができる。また、乙はこの経営管理権配分計画及び当該経営管理実施権配分計画に規定された報告徴収の権限の範囲内において、経営管理実施権者に対する監督責任のみを負う。

(3) 経営管理権の対象とする森林

当該森林にある立木竹は、甲に帰属する。

(4) 経営管理権及び経営管理受益権の設定

- この経営管理権集積計画の公告により、乙に経営管理権が、甲に経営管理受益権（金銭の支払を受ける権利）が、それぞれ設定される。乙に設定された経営管理権は、この公告の後において当該森林所有者となつた者（国その他の森林の森林所有者となる者）に対しても、その効力があるものとする。

(5) 租税公課の負担

甲は、経営管理権の目的物に対する固定資産税その他の租税を負担する。

(6) 経営管理権の設定等の条件

- ① 乙は、甲が次のいずれかに該当する場合には、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。
ア 甲が偽りその他不正な手段により乙に経営管理権集積計画を定めさせたことが判明した場合
イ 甲が当該森林に係る権原を有しなくなった場合は、気象災等により被害が発生して（9）、（10）により復旧を行う場合を除き、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。
③ 甲は、1の個別事項に定める経営管理権の存続期間の中途において解約しようとする場合は、乙の同意を得るものとする。
④ 甲及び乙は、この経営管理権集積計画に定めることにより設定される経営管理権に関する事項は変更しないものとする。
- ⑤ 森林への立ち入り及び施設の利用等
- ① 乙は、（1）、（9）、（15）に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林に隨時立ち入り、若しくは乙以外の者を立ち入らせ、又は当該森林に設定された路網その他の施設を使用し、若しくは乙以外の者に使用させることができる。
② 乙は、（1）、（9）に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林内に森林作業道その他の施設を設置し、又は乙以外の者に設置させることができる。この場合において、乙は、当該設置された施設の維持管理を行うものとする。
③ 乙は、当該森林の立木が第三者に対して損害を及ぼすおそれがあると認められる場合であつて、かつ第三者から当該立木について除去等を行いたい旨の申出がある場合には、第三者が当該立木について除去等を行うことを認めることができる。

(8) 甲への通知

- 当該森林について販売収益が生じた場合、経営管理実施権が設定されないときには乙が（経営管理実施権が設定されるときには経営管理実施権者が）甲に対

して販売収益、伐採等に要した経費等に係る明細書を通知するものとする。

(9) 森林保険（経営管理実施権が設定された森林について被害が発生した場合）

- ① 気象災等により当該森林において甲を被保険者として当該森林に生育する樹木について森林保険を付保することにより定める。
② 乙は、甲の費用負担において甲を被保険者として当該森林に生育する樹木について森林保険を付保する。なお、当該付保による諸手続は乙がこれを行うものとする。
- ③ 乙が②により森林保険を付保した場合、甲は、保険料を期限までに乙の発行する納入通知書により、その指定する場所において支払わなければならない。
- ④ 乙が②により森林保険を付保した場合であって、天災地変等の事由により保険事故が発生し、甲に支払われる保険金があるときは、甲は当該保険金の請求及び受領を乙に委託するものとし、乙が当該保険金を復旧の用に供するため、甲は当該保険金全額を乙に帰属させるものとする。

(10) 森林保険（経営管理実施権が設定された場合）

- ① 気象災等により当該森林について被害が発生した場合、経営管理実施権者が復旧を行うこととし、復旧内容は甲と経営管理実施権者の協議により定める。
- ② 経営管理実施権者は、経営管理実施権者の費用負担において甲を被保険者として当該森林に生育する樹木について森林保険を付保することとし、甲はこれを承諾する。なお、当該付保に関する諸手続は経営管理実施権者がこれをを行うものとする。
- ③ 天災地変等の事由により保険事故が発生し、甲に支払われる保険金がある場合、甲は当該保険金の請求及び受領を経営管理実施権者に委任するものとし、経営管理実施権者が当該保険金を復旧の用に供するため、甲は当該保険金全額を経営管理実施権者に帰属させるものとする。

(11) 災害等による経営又は管理の不実施

- 次に掲げる場合において、(1)に掲げる事項を実施する予定の森林について(1)に掲げる事項を実施することが不可能又は不適当になったときは、乙は、当該事項の一部又は全部を実施しないことができる。
- ① 災害その他の原因により当該森林の全部又は一部が損壊したとき
 - ② 路網の損壊等により当該森林への到達が困難となつたとき
 - ③ 当該森林の土地が公用、公用又は公益事業の用に供されるとき

(12) 損害の賠償

- ① 乙は、乙の責めに帰すべき事由によって甲に不利益を生じさせたときには、その不利益に相当する額を支払うものとする。
- ② 乙の責めに帰すことのできない事由によって甲に不利益が生じたときは、乙は損害賠償責任を負わない。

(13) 経営管理権の存続期間の満了時及び消滅時ににおける清算の方法

経営管理権の存続期間の満了した場合において、甲との間で金銭の支払は生じないとともに、立木の所有権は甲に帰属するものとする。

(14) 甲の通知及び届出

- ① 甲は、当該森林について、第三者に権利を移転若しくは設定する場合には、あらかじめ乙にその旨を通知しなければならない。
- ② 甲及び甲の相続人又は受遺者は、当該森林について権利の喪失があつた場合、甲が死亡した場合その他当該経営管理権集積計画を変更する必要がある場合は遅滞なく乙に申し出るものとする。

(15) 経営管理実施権配分計画の作成

- ① 乙は、甲から経営管理権の設定を受けた森林の一部又は全部についてこの経営管理権集積計画の内容に適合する限りにおいて、甲の同意を要さずに、経営管理実施権配分計画を作成し、乙が選定した民間事業者に当該森林の経営管理実施権を、甲及び乙に経営管理実施権を設定することができる。
- ② 経営管理実施権配分計画が定められる場合、経営管理実施権者が当該森林で経営管理を実施する義務を負い、甲は経営管理実施権者に義務履行を求めることができる。なお、乙は、経営管理実施権者に対する義務のみを負う。
- ③ 甲が経営管理実施権配分計画により設定された経営管理実施権に基づき経営管理実施権により設定された経営管理受益権に係る森林に関する権利を乙から支払を受けたときは、当該支払を受けたものとみなす。

- (16) その他
この経営管理権集積計画に定めのない事項及びこの経営管理権集積計画に疑義が生じたときは、甲、乙が協議して定める。

別添1 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容 (C)

対象森林				経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容			
所在	地番	林班	小班				
釜石市栗林町	24-143	317	13-6	○ 乙は、存続期間中に間伐を1回以上実施することにより複層林化を図るものとする。なお、施業の実施にあたっては、溪畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。			
③ 釜石市栗林町	24-143	317	16-2	○ 乙は、火災、病害及び氣象害の予防のため、年1回の森林の巡視を行うものとし、当該巡回は林道からの目視による限りで行う。			
釜石市栗林町	24-143	317	13-5				

別添2 木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭 (D) の額の算定方法

対象森林				木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭 (D) の額の算定方法			
所在	地番	林班	小班				
				(1. 甲に支払われるべき金銭の額の算定方法)			
				○ 経営管理権に基づき乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売による収益は乙のものとする。			
				(2. 留意事項)			
				○ 乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。ただし、森林保険を付保する場合における保険料は除くものとする。			
釜石市栗林町	24-143	317	13-5				
② 釜石市栗林町	24-143	317	13-6				
釜石市栗林町	24-143	317	16-2				

別添3 甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法

(経営管理実施権が設定されない場合)

<時期>

- 乙から甲に対して金銭の支払は行わない。

<相手方及び方法>

- 乙から甲に対して金銭の支払は行わない。

(経営管理実施権が設定される場合)

<時期>

- 経営管理実施権者から甲に対するDの支払については、伐採後、木材の販売収入額が確定後速やかに行うものとする。

<相手方及び方法>

- 次の支払先に支払うものとする。
(支払先) 甲の指定する口座

経営管理権集積計画

1 個別事項

整番	理号	集C-15	経営管理権の設定を受ける市町村(乙)	(名称)		(所在地)				
			経営管理権を設定する森林の森林所有者(甲)	(氏名又は名称)		(住所又は所在地)				
乙が経営管理権の設定を受ける森林(A)				経営管理権の始期	経営管理権の存続期間(終期)	木材の販売による収益から伐採等による経費を控除してなお利益があるべき場合における金額(D)の額の算定方法	乙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法			
番号	所在	地番	林班	小班	地目	面積ha	現況 樹種 林齡	経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容(C)	別添3参照	
1	釜石市栗林町	24~119~2	316	43-1	山林	1.06	アカマツ	61	2022. 6. 1 (2042. 3. 31)	別添1の①参照
2										
3										
4										
5										
6										
7										
8										
9										
10										

乙が経営管理権の設定を受ける森林 (A)							経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者 (E)				
番号	所在地	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況樹種	現況林齡	氏名又は名称	権原の種類	備考
1	釜石市栗林町	24-119-2	316	43-1	山林	1.06	アカマツ	61			
2											
3											
4											
5											
6											
7											
8											
9											
10											

この計画に同意する。

権利の設定を受ける市町村 (乙)

権利を設定する森林の森林所有者 (甲)

住 所 (同上) 釜石市長 野田 武則
住 所 (同上) [REDACTED]

- (記載注意) (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。
(2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例手続により定めた旨が分かかる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となつた場合は、新たなる森林所有者と元の森林所有者の面積が著しく事実と相違する場合に記載された書類を添付すること。
(3) (A) 欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を示す。なお、当該経営管理権集積計画の対象森林の場所を示す図面を示す場合に記載する。なお、当該部分を特定する場合には、その旨を記載すること。
(4) (A) 欄の「現況樹種」及び「現況林齡」は森林簿に記載された内容を記載すること。
(5) (B) 欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

2 共通事項

この経営管理権集積計画の定めることにより設定される経営管理権及び経営管理受益権は、1の個別事項に定めるもののはか、次に定めるところによる。

- (1) 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容
乙は、1の個別事項に記載された森林（以下「当該森林」という。）の経営管理のため、1の個別事項に定めるところにより立木の伐採及び木材の販売、造林並びに保育（以下「伐採等」という。）を実施し、木材の販売による収益（以下「販売収益」という。）を收受するとともに、販売収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合にその一部を甲に支払う事業を実施すること

(2) 受託者の義務

- ① 経営管理実施権配分計画が定められた場合には、乙は、自己の財産に対するのと同一の注意義務をもって経営管理を行う義務を負う。
② 経営管理実施権配分計画が定められた場合には、経営管理実施権の設定を受ける者（以下「経営管理実施権者」といいう。）は甲に善意注意義務を負い、甲は、当該経営管理実施権配分計画の定める事項について、経営管理実施権者に対して義務の履行を求めることができる。また、乙はこの経営管理実施権配分計画に規定された報告徴収の権限の範囲内において、経営管理実施権者に対する監督責任のみを負う。

(3) 経営管理権の対象とする森林

当該森林にある立木竹は、甲に帰属する。

(4) 経営管理権及び経営管理受益権の設定

- この経営管理権集積計画の公告により、乙に経営管理権が、甲に経営管理受益権（金銭の支払を受ける権利）が、それぞれ設定される。
乙に設定された経営管理権は、この公告の後において当該森林の森林所有者となつた者（国その他の森林経営管理法施行規則に定められた者を除く。）に対しても、その効力があるものとする。

(5) 租税公課の負担

甲は、経営管理権の目的物に対する固定資産税その他の租税を負担する。

(6) 経営管理権の設定等の条件

- ① 乙は、甲が次のいずれかに該当する場合には、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。
ア 甲が偽りその他不正な手段により乙に経営管理権集積計画を定めさせた場合
イ 甲が当該森林に係る権原を有しなくなつたときは、気象災等により被害が発生して（9）、（10）により復旧を行う場合において（1）に掲げる事項を実施することが著しく困難となつたときは、当該森林に係る部分を取り消すことができる。
③ 甲は、1の個別事項に定める経営管理権の存続期間の中途において解約しようとする場合は、乙の同意を得るものとする。
④ 甲及び乙は、この経営管理権集積計画に定めるところにより設定される経営管理権に関する事項は変更しないものとする。
- （7）森林への立ち入り及び施設の利用等
- ① 乙は、（1）、（9）、（15）に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林に隨時立ち入り、若しくは乙以外の者を立ち入らせ、又は当該森林に設定された路網その他の施設を使用し、若しくは乙以外の者に使用させることができる。
② 乙は、（1）、（9）に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林内に森林作業道その他の施設を設置し、又は乙以外の者に設置させることができる。
③ 乙は、当該森林の立木が第三者に対して損害を及ぼすおそれがあると認められる場合であつて、かつ第三者から当該立木について除去等を行いたい旨の申出がある場合には、第三者が当該立木について除去等を行うことを認めることができる。
- （8）甲への通知
当該森林について販売収益が生じた場合、経営管理実施権が設定されないとには乙が（経営管理実施権者が設定されるとときには）甲に対

して販売収益、伐採等に要した経費等に係る明細書を通知するものとする。

(9) 森林保険（経営管理実施権が設定されなかつた場合）

- ① 気象災等により当該森林について被害が発生した場合、乙が復旧を行うこととし、復旧内容は甲と乙の協議により定める。
- ② 乙は、甲の費用負担において甲を被保険者として当該森林に生育する樹木について森林保険を付保することとし、甲はこれを承諾する。なお、当該付保に関する諸手続は乙がこれをを行うものとする。
- ③ 乙が②により森林保険を付保した場合、甲は、保険料を期限までに乙の発行する納入通知書により、その指定する場所において支払わなければならない。
- ④ 乙が②により森林保険を付保した場合であつて、天災地変等の事由により保険事故が発生し、甲に支払われる保険金があるときは、甲は当該保険金の請求及び受領を乙に委任するものとし、乙が当該保険金を復旧の用に供するため、甲は当該保険金額を乙に帰属させるものとする。

(10) 森林保険（経営管理実施権が設定された場合）

- ① 気象災等により当該森林について被害が発生した場合、経営管理実施権者が復旧を行うこととし、復旧内容は甲と経営管理実施権者の協議により定める。
- ② 経営管理実施権者は、経営管理実施権者の費用負担において甲を被保険者として当該森林に生育する樹木について森林保険を付保することとし、甲はこれを承諾する。なお、当該付保に関する諸手続は経営管理実施権者がこれをを行うものとする。
- ③ 天災地変等の事由により保険事故が発生し、甲に支払われる保険金がある場合、甲は当該保険金額を経営管理実施権者に委任するものとし、経営管理実施権者が当該保険金を復旧の用に供するため、甲は当該保険金額を乙に帰属させるものとする。

(11) 災害等による経営又は管理の不実施

- 次に掲げる場合において、(1)に掲げる事項を実施する予定の森林について(1)に掲げる事項を実施することが不可能又は不適当になったときは、乙は、当該事項の全部又は全部を実施しないことができる。
- ① 災害その他の原因により当該森林の全部又は一部が損壊したとき
 - ② 路網の損壊等により当該森林への到達が困難となつたとき
 - ③ 当該森林の土地が公用、公用又は公益事業の用に供されるとき

(12) 損害の賠償

- ① 乙は、乙の責めに帰すべき事由によつて甲に不利益を生じさせたときは、その不利益に相当する額を支払うものとする。
- ② 乙の責めに帰すことのできない事由によつて甲に不利益が生じたときは、乙は損害賠償責任を負わない。

(13) 経営管理権の存続期間の満了時及び消滅時における清算の方法

- 経営管理権の存続期間の満了した場合において、甲と乙との間で金銭の支払は生じないとともに、立木の所有権は甲に帰属するものとする。

(14) 甲の通知及び届出

- ① 甲は、当該森林について、第三者に権利を移転若しくは設定する場合には、あらかじめ乙にその旨を通知しなければならない。
- ② 甲及び甲の相続人又は受遺者は、当該森林について権利の喪失があつた場合、甲が死亡した場合その他その他の当該経営管理権集積計画を変更する必要がある場合は遅滞なく乙に申し出るものとする。

(15) 経営管理実施権配分計画の作成

- ① 乙は、甲から経営管理権の設定を受けた森林の一部又は全部においてこの経営管理権集積計画の内容に適合する限りにおいて、甲の同意を要さずに、経営管理実施権配分計画を作成し、乙が選定した民間事業者に当該森林の経営管理実施権を、甲及び乙に経営管理受益権を設定することができます。
- ② 経営管理実施権配分計画が定められる場合、経営管理実施権者が当該森林で経営管理を実施する義務を負い、甲は経営管理実施権者に義務履行を求めることができる。なお、乙は、経営管理実施権者に対して当該森林の経営管理の状況等について年1回の報告を徴収する義務のみを負う。
- ③ 甲が経営管理実施権配分計画により設定された経営管理実施権者から支払を受けたときは、当該支払を受けたものとみなす。

(16) その他

- この経営管理権集積計画に定めのない事項及びこの経営管理権集積計画に疑義が生じたときは、甲、乙が協議して定める。

別添1 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容（C）

対象森林					経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容		
所在	地番	林班	小班				
釜石市栗林町	24-119-2	316	43-1	<経営管理実施権が設定される場合> ○業者で協議して決めるものとする。 <経営管理実施権が設定されない場合> ○乙は、存続期間中に間伐を1回以上実施することにより複層林化を図るものとする。なお、施業の実施にあたっては、溪畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。 ○乙は、火災、病害及び気象害の予防のため、年1回の森林の巡回を行うものとし、当該巡回は林道からの目視によって判断できる限りで行う。			
①							

(D) の額の算定方法
木材の販売による収益から採伐等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭

別添3 甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法

(経営管理実施権が設定されない場合)

<時期>

- 乙から甲に対して金銭の支払は行わない。

<相手方及び方法>

- 乙から甲に対して金銭の支払は行わない。

(経営管理実施権が設定される場合)

<時期>

- 経営管理実施権者から甲に対するDの支払については、伐採後、木材の販売収入額が確定後速やかに行うものとする。

<相手方及び方法>

- 次の支払先に支払うものとする。
(支払先) 甲の指定する口座

経営管理権集積計画

1 個別事項

整備番号	理番 C-16	経営管理権の設定を受ける市町村（乙）	(名称) 釜石市長 野田 武則		(所在地) 岩手県釜石市只越町3丁目9番13号		備考 乙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法
		経営管理権を設定する森林の森林所有者（甲）	(氏名又は名称) [REDACTED]		(住所又は所在地) [REDACTED]		
乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）							
番号	所在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況樹種 現況林齡
1	釜石市栗林町	23-65	325	19-1	山林	0.32	アカマツ 93
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							

乙が経営管理権の設定を受ける森林 (A)							経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者 (E)					
番号	所在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況樹種	現況林齡	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	備考
1	釜石市栗林町	23-65	325	19-1	山林	0.32	アカマツ	93				
2												
3												
4												
5												
6												
7												
8												
9												
10												

この計画に同意する。

権利の設定を受ける市町村 (乙)

権利を設定する森林の森林所有者 (甲)

住 所 (同上) 釜石市長 野田 武則

住 所 (同上) [REDACTED]

住 所 (同上) [REDACTED]

- (記載注意) (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。
 (2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定めた旨が分かること。また、森林所有者が
 変更となつた場合は、新たなる森林所有者との元の森林所有者の面積が著しく相違する場合に
 (3) (A) 欄の「面積」は林地台帳に記載された面積を記載することとし、住所が記載された面積が著しく
 実測面積を()書きで下段に2段書きにする。なお、当該部分を特定する場合は当該部分を記載する
 (4) (A) 欄の「現況樹種」及び「現況林齡」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は()書きで下段に2段書きに
 (5) (B) 欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

2 共通事項

この経営管理権集積計画の定めることにより設定される経営管理権及び経営管理受益権は、1の個別事項に定めるものほか、次に定めるところによる。

(1) 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容
乙は、1の個別事項に記載された森林（以下「当該森林」という。）の経営管理のため、1の個別事項に定めるところにより立木の伐採及び木材の販売、造林並びに保育（以下「伐採等」という。）を実施し、木材の販売による収益（以下「販売収益」という。）を收受するとともに、販売収益から伐採等に要する

経費を控除してなお利益がある場合にその一部を甲に支払う事業を実施することとする。

(2) 受託者の義務

- ① 経営管理実施権配分計画が定められた場合には、乙は、自己の財産に対すると同一の注意義務をもって経営管理を行う義務を負う。
- ② 経営管理実施権配分計画が定められた場合には、経営管理実施権の設定を受ける者（以下「経営管理実施権者」といいう。）は甲に善管注意義務を負い、甲は、当該経営管理実施権配分計画の定める事項について、経営管理実施権者に対して義務の履行を求めることができる。また、乙はこの経営管理権配分計画及び当該経営管理実施権配分計画に規定された報告徴収の権限の範囲内において、経営管理実施権者に対する監督責任のみを負う。

(3) 経営管理権の対象とする森林

当該森林にある立木竹は、甲に帰属する。

(4) 経営管理権及び経営管理受益権の設定

この経営管理権集積計画の公告により、乙に経営管理権が、甲に経営管理受益権（金銭の支払を受ける権利）が、それぞれ設定される。乙に設定された経営管理権は、この公告の後において当該森林の森林所有者となつた者（国その他の森林経営管理法施行規則に定められた者を除く。）に対しても、その効力があるものとする。

(5) 租税公課の負担

甲は、経営管理権の目的物に対する固定資産税その他の租税を負担する。

(6) 経営管理権の設定等の条件

- ① 乙は、甲が次のいずれかに該当する場合には、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。
 - ア 甲が偽りその他不正な手段により乙に経営管理権集積計画を定めさせた場合
 - イ 甲が当該森林に係る権原を有しなくなつた場合
 - 乙は、災害その他の事由により当該森林において（1）に掲げる事項を実施することが著しく困難となつたときは、気象災等により被害が発生して（9）、（10）により復旧を行う場合を除き、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。
 - ③ 甲は、1の個別事項に定める経営管理権の存続期間の中途において解約しようとする場合は、乙の同意を得るものとする。
 - ④ 甲及び乙は、この経営管理権集積計画に定めるところにより設定される経営管理権に関する事項は変更しないものとする。
- ② 森林への立ち入り及び施設の利用等
 - ① 乙は、（1）、（9）、（15）に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林に隨時立ち入り、若しくは乙以外の者を立ち入らせ、又は当該森林に設定された路網その他の施設を使用し、若しくは乙以外の者に使用させることができる。
 - ② 乙は、（1）、（9）に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林作業道その他の施設を設置し、又は乙以外の者に設置させることができる。この場合において、乙は、当該設置された施設の維持管理を行うものとする。
 - ③ 乙は、当該森林の立木が第三者に対して損害を及ぼすおそれがあると認められる場合であつて、かつ第三者から当該立木について除去等を行いたい旨の申出がある場合には、第三者が当該立木について除去等を行うことを認めることができる。

(8) 甲への通知

当該森林について販売収益が生じた場合、経営管理実施権が設定されないときには乙が（経営管理実施権者が設定されるとときには経営管理実施権者が）甲に対

して販売収益、伐採等に要した経費等に係る明細書を通知するものとする。

- (9) 森林保険（経営管理実施権が設定されなかつた場合）
- ① 気象災等により当該森林について被害が発生した場合、乙が復旧を行うこととし、復旧内容は甲と乙の協議により定める。
 - ② 乙は、甲の費用負担にして当該森林に生育する樹木について森林保険を付保することができる。なお、当該付保に関する諸手続は乙がこれをを行うものとする。
 - ③ 乙が、甲に支払われる保険金があるときは、甲は当該保険金の請求を承諾する。
 - ④ 乙が②により森林保険を付保した場合であつて、天災地変等の事由により保険事故が発生し、甲に支払われる保険金があるときは、甲は当該保険金を乙に帰属させるものとする。

(10) 森林保険（経営管理実施権が設定された場合）

- ① 気象災等により当該森林について被害が発生した場合、経営管理実施権者が復旧を行うこととし、復旧内容は甲と経営管理実施権者の協議により定める。
- ② 経営管理実施権者は、経営管理実施権者の費用負担にして当該森林に生育する樹木について森林保険を付保することとし、甲はこれを承諾する。なお、当該付保に関する諸手続は経営管理実施権者がこれをを行うものとする。
- ③ 天災地変等の事由により保険事故が発生し、甲に支払われる保険金がある場合は、甲は当該保険金全額を経営管理実施権者に委任するものとし、経営管理実施権者が当該保険金を復旧の用に供するため、甲は当該保険金全額を経営管理実施権者に帰属させるものとする。

- (11) 災害等による経営又は管理の不実施
- 次に掲げる場合において、(1)に掲げる事項を実施する予定の森林について(1)に掲げる事項を実施することが不可能又は不適当になったときは、乙は、当該事項の全部又は全部を実施しないことができる。

- ① 災害その他の原因により当該森林の全部又は一部が損壊したとき
- ② 路網の損壊等により当該森林への到達が困難となつたとき
- ③ 当該森林の土地が公用、公用又は公益事業の用に供されるとき

(12) 損害の賠償

- ① 乙は、乙の責めによつて甲に不利益を生じさせたときには、その不利益に相当する額を支払うものとする。
- ② 乙の責めによつて甲に不利益が生じたときは、乙は損害賠償責任を負わない。

(13) 経営管理権の存続期間の満了時及び消滅時における清算の方法

- 経営管理権の存続期間の満了した場合において、甲と乙との間で金銭の支払は生じないとともに、立木の所有権は甲に帰属するものとする。

- (14) 甲の通知及び届出
- ① 甲は、当該森林について、第三者に権利を移転若しくは設定する場合には、あらかじめ乙にその旨を通知しなければならない。
 - ② 甲及び甲の相続人又は受遺者は、当該森林について権利の喪失があつた場合、甲が死亡した場合その他その他の当該経営管理権集積計画を変更する必要がある場合は連絡なく乙に申し出るものとする。

(15) 経営管理実施権配分計画の作成

- ① 乙は、甲から経営管理権の設定を受けた森林の一部又は全部についてこの経営管理権集積計画の内容に適合する限りにおいて、甲の同意を要さずに、経営管理実施権配分計画を作成し、乙が選定した民間事業者に当該森林の経営管理実施権を、甲及び乙に経営管理受益権を設定することができる。
- ② 経営管理実施権配分計画が定められる場合、経営管理実施権者が当該森林で経営管理を実施する義務を負い、甲は経営管理実施権者に義務履行を求めることができる。なお、乙は、経営管理実施権者に対する義務を負う。
- ③ 甲が経営管理実施権配分計画により設定された経営管理受益権に基づき経営管理実施権者から支払を受けたときは、当該支払を受けたものとみなす。

- (16) その他
- この経営管理権集積計画に定めのない事項及びこの経営管理権集積計画に疑義が生じたときは、甲、乙が協議して定める。

別添1 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容 (C)

対象森林					経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容			
	所在	地番	林班	小班				
①	釜石市栗林町	23-65	325	19-1	<経営管理実施権が設定される場合> ○業、木材の販売、森林の保護等のものとし、その方法は経営管理実施権を設定する前に乙及び経営管理実施権を含む。以下同じ。) 及び保育等の施設で協議して決めるものとする。 ○乙は、存続期間中に間伐を1回以上実施することにより複層林化を図るものとする。なお、施業の実施にあたっては、溪畔林における必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。 ○乙は、火災、病害及び気象害の予防のため、年1回の森林の巡回を行うものとし、当該巡回は林道からの目視によって判断できる限りで行う。			

木材の販売による収益から探査等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭(D)の額の算定方法

別添3 甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法

(経営管理実施権が設定されない場合)

<時期>

- 乙から甲に対して金銭の支払は行わない。

<相手方及び方法>

- 乙から甲に対して金銭の支払は行わない。

(経営管理実施権が設定される場合)

<時期>

- 経営管理実施権者から甲に対するDの支払については、伐採後、木材の販売収入額が確定後速やかに行うものとする。

<相手方及び方法>

- 次の支払先に支払うものとする。
(支払先) 甲の指定する口座

経営管理権集積計画

1 個別事項

整番	理号	集C-18	経営管理権の設定を受ける市町村(乙)	(名称) 釜石市長 野田 武則			(所在地) 岩手県釜石市只越町3丁目9番13号			
			経営管理権を設定する森林の森林所有者(甲)	(氏名又は名称) [REDACTED]			(住所又は所在地) [REDACTED]			
乙が経営管理権の設定を受ける森林(A)				経営管理権の始期	経営管理権の存続期間(終期)(B)	経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容(C)	木材の販売による収益から伐採等による経費を控除してなお利益があらざる場合において甲に支払われるべき金銭(D)の算定方法		乙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法	備考
番号所	在地番	林班	小班				経営管理権の始期	経営管理権の存続期間(終期)(B)		
1 釜石市栗林町	86-1	326	7-1	山林	ソノタレ	63	2022. 6. 1 (2042. 3. 31)	同上	別添1の④参照	
2 同上	86-1	326	7-2	山林	スギ	68	同上	別添1の③参照	別添2の②参照	
3 同上	86-1	326	7-3	山林	ソノタレ	62	同上	別添1の④参照		
4 同上	86-1	326	7-4	山林	ソノタレ	86	同上	別添1の④参照		
5 同上	86-1	326	7-5	山林	スギ	48	同上	別添1の③参照	別添2の②参照	
6 同上	86-1	326	7-6	山林	アカマツ	48	同上	別添1の③参照	別添2の②参照	
7										
8										
9										
10										

乙が経営管理権の設定を受ける森林 (A)							経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者 (E)					
番号	所在地	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況樹種	現況林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	備考
1	金石市栗林町	86-1	326	7-1	山林		ソノダル	63				
2	同上	86-1	326	7-2	山林		スギ	68				
3	同上	86-1	326	7-3	山林	2.61	ソノダル	62				
4	同上	86-1	326	7-4	山林		ソノダル	86				
5	同上	86-1	326	7-5	山林		スギ	48				
6	同上	86-1	326	7-6	山林		アカマツ	48				
7												
8												
9												
10												

この計画に同意する。
権利の設定を受ける市町村 (乙)
権利を設定する森林の森林所有者 (甲)

住 所 (同上) 釜石市長 野田 武則
住 所 (同上) [REDACTED]

(記載注意)

(1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。
(2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となつた場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。

(3) (A) 欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を()書きで下段に2段書きにすることとし、1筆の一部について経営管理権が設定される場合には当該部分を特定することができることとし、権利を記載すること。

(4) (A) 欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は()書きで下段に2段書きにすること。

(5) (B) 欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

2 共通事項

この経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容を定めると共に、次に定めると共によることとする。

(1) 経営管理権の定めるところにより設定される経営管理権及び経営管理権受益権は、1の個別事項に定めるものほか、次に定めると共によることとする。

乙は、1の個別事項に記載された森林（以下「当該森林」という。）の経営管理のため、1の個別事項に定めるところにより立木の伐採及び木材の販売、造林並びに保育（以下「伐採等」という。）を実施し、木材の販売による収益（以下「販売収益」という。）を收受するとともに、販売収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合にその一部を甲に支払う事業を実施することとする。

(2) 受託者の義務

- ① 経営管理実施権配分計画が定められた場合には、乙は、自己の財産に対する同一の注意義務をもって経営管理を行う義務を負う。
- ② 経営管理実施権配分計画が定められた場合には、経営管理実施権の設定を受けた者（以下「経営管理実施権者」といいう。）は甲に善管注意義務を負い、甲は、当該経営管理実施権配分計画の定める事項について、経営管理実施権者に対して義務の履行を求めることができる。また、乙はこの経営管理実施権配分計画及び当該経営管理実施権配分計画に規定された報告徴収の権限の範囲内において、経営管理実施権者に対する監督責任のみを負う。
- ③ 経営管理権の対象とする森林
当該森林にある立木竹は、甲に帰属する。

(4) 経営管理権及び経営管理権受益権の設定

- この経営管理権配分計画の公告により、乙に経営管理権が、甲に経営管理受益権（金銭の支払を受ける権利）が、それぞれ設定される。
- 乙に設定された経営管理権は、この公告の後ににおいて当該森林の森林所有者となつた者（国その他の森林経営管理法施行規則に定められた者を除く。）に対しても、その効力があるものとする。

(5) 租税公課の負担

甲は、経営管理権の目的物に対する固定資産税その他の租税を負担する。

(6) 経営管理権の設定等の条件

- ① 乙は、甲が次のいずれかに該当する場合には、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。
 - ア 甲が偽りその他不正な手段により乙に経営管理権集積計画を定めさせた場合
 - イ 甲が当該森林に係る権原を有しなくなつた場合
 - 乙は、災害その他の事由により当該森林において（1）に掲げる事項を実施することが著しく困難となつたときは、気象災等により被害が発生して（9）、（10）により復旧を行う場合を除き、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。
- ② 甲は、1の個別事項に定める経営管理権の存続期間の中途中において解約しようとする場合は、乙の同意を得るものとする。
- ③ 甲及び乙は、この経営管理権集積計画に定めると共により設定される経営管理権に関する事項は変更しないものとする。
- ④ 甲及び乙は、（7）森林への立ち入り及び施設の利用等

- ① 乙は、（1）、（9）、（15）に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林に隨時立ち入り、又は当該森林に設定された路網その他の施設を使用し、若しくは乙以外の者に使用させることができる。
- ② 乙は、（1）、（9）に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林内に森林作業道その他の施設を設置し、又は乙以外の者に設置させることができる。この場合において、乙は、当該設置された施設の維持管理を行うものとする。
- ③ 乙は、当該森林の立木が第三者に對して損害を及ぼすおそれがあると認められる場合であつて、かつ第三者から当該立木について除去等を行いたい旨の申出がある場合には、第三者が当該立木について除去等を行うことを認めることができる。

(8) 甲への通知

当該森林について販売収益が生じた場合、経営管理実施権が設定されないときには乙が（経営管理実施権が設定されるときには経営管理実施権者が）甲に對

して販売収益、伐採等に要した経費等に係る明細書を通知するものとする。

(9) 森林保険（経営管理実施権が設定されなかった場合）

- ① 気象災等により当該森林について被害が発生した場合、乙が復旧を行うこととし、復旧内容は甲と乙の協議により定める。
- ② 乙は、甲の費用負担において甲を被保険者として当該森林に生育する樹木について森林保険を付保することとし、甲はこれを承諾する。なお、当該付保に関する諸手続は乙がこれを行うものとする。
- ③ 乙が②により森林保険を付保した場合、甲は、保険料を期限までに乙の発行する納入通知書により、その指定する場所において支払わなければならない。
- ④ 乙が②により森林保険を付保した場合であって、天災地変等の事由により保険事故があるときは、甲は当該保険金の請求及び受領を乙に委任するものとし、乙が当該保険金を復旧の用に供するため、甲は当該保険金額を乙に帰属させるものとする。

(10) 森林保険（経営管理実施権が設定された場合）

- ① 気象災等により当該森林について被害が発生した場合、経営管理実施権者が復旧を行うこととし、復旧内容は甲と経営管理実施権者の協議により定める。
- ② 経営管理実施権者は、経営管理実施権者の費用負担において甲を被保険者として当該森林に生育する樹木について森林保険を付保することとし、甲はこれを承諾する。なお、当該付保に関する諸手続は経営管理実施権者がこれを行うものとする。
- ③ 天災地変等の事由により保険事故が発生し、甲に支払われる保険金がある場合、甲は当該保険金額を経営管理実施権者に委任するものとし、経営管理実施権者が当該保険金を復旧の用に供するため、甲は当該保険金額を乙に帰属させるものとする。

(11) 災害等による経営又は管理の不実施

次に掲げる場合において、(1)に掲げる事項を実施する予定の森林について(1)に掲げる事項を実施することが不可能又は不適当になったときは、乙は、当該事項の全部又は全部を実施しないことができる。

- ① 災害その他の原因により当該森林の全部又は一部が損壊したとき
- ② 路網の損壊等により当該森林への到達が困難となつたとき
- ③ 当該森林の土地が公用、公用又は公益事業の用に供されるとき

(12) 損害の賠償

- ① 乙は、乙の責めに帰すべき事由によつて甲に不利益を生じさせたときは、その不利益に相当する額を支払うものとする。
- ② 乙の責めに帰すことのできない事由によつて甲に不利益が生じたときは、乙は損害賠償責任を負わない。

(13) 経営管理権の存続期間の満了時及び消滅における清算の方法

経営管理権の存続期間の満了した場合において、甲と乙との間で金銭の支払は生じないとともに、立木の所有権は甲に帰属するものとする。

- (14) 甲の通知及び届出
- ① 甲は、当該森林について、第三者に権利を移転若しくは設定する場合には、あらかじめ乙にその旨を通知しなければならない。
- ② 甲及び甲の相続人又は受遺者は、当該森林について権利の喪失があった場合、甲が死亡した場合、甲が死後した場合その他当該経営管理権を変更する必要がある場合は連絡なく乙に申し出るものとする。

(15) 経営管理実施権配分計画の作成

- ① 乙は、甲から経営管理権の設定を受けた森林の一部又は全部についてこの経営管理権集積計画の内容に適合する限りにおいて、甲の同意を要さずに、経営管理実施権配分計画を作成し、乙が選定した民間事業者に当該森林の経営管理実施権を、甲及び乙に経営管理受益権を設定することができる。
- ② 経営管理実施権配分計画が定められると、乙は、経営管理実施権者が当該森林で経営管理を実施する義務を負い、甲は経営管理実施権者に義務履行を求めることができる。なお、乙は、経営管理実施権者に対して当該森林の経営管理の状況等について年1回の報告を徴収する義務のみを負う。
- ③ 甲が経営管理実施権配分計画により設定された経営管理受益権に基づき経営管理実施権者から支払を受けたときは、当該支払を受けた額の限度で、当該経営管理受益権に係る森林に関する経営管理権集積計画により設定された経営管理権集積計画に基づき乙から支払を受けたものとみなす。

- (16) その他
- この経営管理権集積計画に定めのない事項及びこの経営管理権集積計画に疑義が生じたときは、甲、乙が協議して定める。

別添1 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容（C）

対象森林				経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容		
所在	地番	林班	小班			
釜石市栗林町	86-1	326	7-2	○ 乙は、存続期間中に間伐を1回以上実施することにより複層林化を図るものとする。なお、施業の実施にあたっては、渓岸林における不要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。		
				○ 乙は、火災、病害及び気象害の予防のため、年1回の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断できる限りで行う。		
③ 釜石市栗林町	86-1	326	7-5			
釜石市栗林町	86-1	326	7-6	○ 乙は、火災、病害及び気象害の予防のため、年1回の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断できる限りで行う。		
釜石市栗林町	86-1	326	7-1			
④ 釜石市栗林町	86-1	326	7-3			
釜石市栗林町	86-1	326	7-4			

別添2 木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法

対象森林				木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法		
所在	地番	林班	小班	(1. 甲に支払われるべき金銭の額の算定方法)		
釜石市栗林町	86-1	326	7-2	(2. 留意事項)		
② 釜石市栗林町	86-1	326	7-5	○ 乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。		
釜石市栗林町	86-1	326	7-6	○ 乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。		

別添3 甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法

(経営管理実施権が設定されない場合)

<時期>
○ 乙から甲に対して金銭の支払は行わない。

<相手方及び方法>

○ 乙から甲に対して金銭の支払は行わない。

(経営管理実施権が設定される場合)

<時期>
○ 経営管理実施権者から甲に対するDの支払については、伐採後、木材の販売収入額が確定後速やかに行うものとする。

<相手方及び方法>

○ 次の支払先に支払うものとする。
(支払先) 甲の指定する口座

経営管理権集積計画

1 個別事項

整番	理号	集C-21 経営管理権の設定を受ける市町村(乙) 経営管理権を設定する森林の森林所有者(甲)	(名称) 釜石市長 野田 武則				(所在地) 岩手県釜石市只越町3丁目9番13号		(住所又は所在地) [REDACTED]					
			番号	所在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 木枯輪	経営管理権の始期 (終期) (B)	経営管理権に基づいて 行われる経営管理の内 容(C)	木材の販売による収益から伐採等に 要する経費を控除してなお利益があ るべき場合において甲に支払われるべき 金銭(D)の額の算定方法
乙が経営管理権の設定を受ける森林 (A)														
1	釜石市栗林町	19-103-1	327	7-1	山林				スギ	66	2022. 6. 1 (2042. 3. 31)	別添1の①参照	別添2の①参照	別添3 参照
2	同上	19-103-1	327	7-2	山林				スギ	61	同上	別添1の①参照	別添2の①参照	別添3 参照
3	同上	19-103-1	327	7-3	山林				スギ	69	同上	別添1の①参照	別添2の①参照	別添3 参照
4	同上	19-103-1	327	7-4	山林				アカマツ	63	同上	別添1の①参照	別添2の①参照	別添3 参照
5	同上	19-103-1	327	7-5	山林				アカマツ	60	同上	別添1の①参照	別添2の①参照	別添3 参照
6	同上	19-103-1	327	7-6	山林				ソノダリ	83	同上	別添1の④参照		
7	同上	19-103-1	327	7-7	山林				ソノダリ	47	同上	別添1の④参照		
8	同上	19-103-1	327	7-8	山林				ソノダリ	79	同上	別添1の④参照		
9	同上	19-103-1	327	7-9	山林				スギ	41	同上	別添1の②参照	別添2の①参照	別添3 参照
10	同上	19-103-1	327	7-10	山林				スギ	41	同上	別添1の②参照	別添2の①参照	別添3 参照
11	同上	19-103-1	327	7-11	山林				ソノダリ	75	同上	別添1の④参照		
12	同上	19-103-1	327	7-12	山林				スギ	47	同上	別添1の②参照	別添2の①参照	別添3 参照
13	同上	19-103-1	327	7-13	山林				ソノダリ	37	同上	別添1の④参照		
14	同上	19-103-1	327	7-14	山林				ソノダリ	60	同上	別添1の④参照		
15	同上	19-103-1	327	7-15	山林				ソノダリ	64	同上	別添1の④参照		

16	同上	19-103-1	327	7-16	山林
17	同上	19-103-1	327	7-17	山林
18	同上	19-103-1	327	7-18	山林
19	同上	19-103-1	327	7-19	山林
20	同上	19-103-1	327	7-20	山林

アカマツ	64	同上	別添1の①参照	別添2の①参照	別添3参照
スギ	41	同上	別添1の②参照	別添2の①参照	別添3参照
ソノダレ	44	同上	別添1の④参照		
ソノダレ	37	同上	別添1の④参照		
ソノダレ	42	同上	別添1の④参照		

乙が経営管理権の設定を受ける森林 (A)

番号	所 在 地番	林班	小班	地 目	面 積 ha	現況樹種	現況林齡	経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者 (E)		備考
								氏名又は名称	権原の種類	
1	金石市栗林町	19-103-1	327	7-1	山林	スギ	66			
2	同上	19-103-1	327	7-2	山林	スギ	61			
3	同上	19-103-1	327	7-3	山林	スギ	69			
4	同上	19-103-1	327	7-4	山林	アカマツ	63			
5	同上	19-103-1	327	7-5	山林	アカマツ	60			
6	同上	19-103-1	327	7-6	山林	ソノダレ	83			
7	同上	19-103-1	327	7-7	山林	ソノダレ	47			
8	同上	19-103-1	327	7-8	山林	ソノダレ	79			
9	同上	19-103-1	327	7-9	山林	スギ	41			
10	同上	19-103-1	327	7-10	山林	スギ	41			
11	同上	19-103-1	327	7-11	山林	ソノダレ	75			
12	同上	19-103-1	327	7-12	山林	スギ	47			
13	同上	19-103-1	327	7-13	山林	ソノダレ	37			
14	同上	19-103-1	327	7-14	山林	ソノダレ	60			

15	同上	19-103-1	327	7-15	山林	シノダL	64
16	同上	19-103-1	327	7-16	山林	アカマツ	64
17	同上	19-103-1	327	7-17	山林	スギ	41
18	同上	19-103-1	327	7-18	山林	シノダL	44
19	同上	19-103-1	327	7-19	山林	シノダL	37
20	同上	19-103-1	327	7-20	山林	シノダL	42

この計画に同意する。
権利の設定を受ける市町村（乙）

権利を設定する森林の森林所有者（甲）

住 所（同上）
住 所（同上）

釜石市長 野田 武則
[REDACTED]

- （記載注意）
- (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別表とすること。
 - (2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かれる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となつた場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
 - (3) (A) 欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を（ ）書きで下段に2段書きにする。なお、当該経営管理権集積計画の対象森林の場所を示す図面を添付することとし、1筆の一部について経営管理権が設定される場合には、該部分を特定することができる図面を添付することとともに、備考欄にその旨を記載すること。
 - (4) (A) 欄の「現況樹種」及び「現況林齡」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は（ ）書きで下段に2段書きにすること。
 - (5) (B) 欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

2 共通事項

この経営管理権集積計画の定めることにより設定される経営管理権及び経営管理受益権は、1の個別事項に定めるもののほか、次に定めるところによる。

(1) 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容
乙は、1の個別事項に記載された森林（以下「当該森林」という。）の経営管理のため、1の個別事項に定めるところにより立木の伐採及び木材の販売、造林並びに保育（以下「伐採等」という。）を実施し、木材の販売による収益（以下「販売収益」という。）を收受するとともに、販売収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合にその一部を甲に支払う事業を実施することとする。

(2) 受託者の義務
① 経営管理実施権配分計画が定められない場合には、乙は、自己の財産に対するのと同一の注意義務をもって経営管理を行う義務を負う。

② 経営管理実施権配分計画が定められる場合には、経営管理実施権の設定を受ける者（以下「経営管理実施権者」といいう。）は甲に注意義務を負い、甲は、当該経営管理実施権配分計画の定める事項について、経営管理実施権者に対して義務の履行を求めることができる。また、乙はこの経営管理権配分計画及び当該経営管理実施権配分計画に規定された報告徴収の権限の範囲内において、経営管理実施権者に対する監督責任のみを負う。

(3) 経営管理権の対象とする森林
当該森林にある立木竹は、甲に帰属する。

(4) 経営管理権及び経営管理受益権の設定
この経営管理権集積計画の公告により、乙に経営管理権が、甲に経営管理受益権（金銭の支払を受ける権利）が、それぞれ設定される。

乙に設定された経営管理権は、この公告の後において当該森林の森林所有者となつた者（国その他の森林の森林所有者となつた者）に対して、その効力があるものとする。

(5) 租税公課の負担
甲は、経営管理権の目的物に対する固定資産税その他の租税を負担する。

(6) 経営管理権の設定等の条件
① 乙は、甲が次のいずれかに該当する場合には、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。

ア 甲が偽りその他不正な手段により乙に経営管理権集積計画を定めさせた場合

イ 甲が当該森林に係る権原を有しなかつた場合
② 乙は、災害その他の事由により当該森林において（1）に掲げる事項を実施することが著しく困難となつたときは、気象災等により被害が発生して（9）、（10）により復旧を行う場合を除き、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。

③ 甲は、1の個別事項に定める経営管理権の存続期間の中途において解約しようとする場合は、乙の同意を得るものとする。

④ 甲及び乙は、この経営管理権集積計画に定めるところにより設定される経営管理権に関する事項は変更しないものとする。

(7) 森林への入り及び施設の利用等

① 乙は、（1）、（9）、（15）に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林に隨時立ち入り、若しくは乙以外の者を立ち入らせ、又は当該森林に設定された路網その他の施設を使用し、若しくは乙以外の者に使用させることができる。

② 乙は、（1）、（9）に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林内に森林作業道その他の施設を設置し、又は乙以外の者に設置させることができる。この場合において、乙は、当該設置された施設の維持管理を行うものとする。

③ 乙は、当該森林の立木が第三者に對して損害を及ぼすおそれがあると認められる場合であつて、かつ第三者から当該立木について除去等を行いたい旨の申出がある場合には、第三者が当該立木について除去等を行うことを認めることがある。

(8) 甲への通知
当該森林について販売収益が生じた場合、経営管理実施権が設定されないとには乙が（経営管理実施権が設定されるとときには甲に對

して販売収益、伐採等に要した経費等に係る明細書を通知するものとする。

(9) 森林保険（経営管理実施権が設定された場合）

- ① 気象災等により当該森林について被害が発生した場合、乙が復旧を行うこととし、復旧内容は甲と乙の協議により定める。
- ② 乙は、甲の費用負担にして当該森林に生育する樹木について森林保険を付保することができる。なお、当該付保に関する諸手続は乙がこれを行うものとする。
- ③ 乙が②により森林保険を付保した場合、甲は、保険料を期限までに乙の発行する納入通知書により、その指定する場所において支払わなければならぬ。
- ④ 乙が②により森林保険を付保した場合であって、天災地変等の事由により保険事故が発生し、甲に支払われる保険金があるときは、甲は当該保険金の請求及び受領を経営管理実施権者に委託するものとする。

(10) 森林保険（経営管理実施権が設定された場合）

- ① 気象災等により当該森林について被害が発生した場合、経営管理実施権者が復旧を行うこととし、復旧内容は甲と経営管理実施権者の協議により定める。
- ② 経営管理実施権者は、経営管理実施権者の費用負担において甲を被保険者として当該森林に生育する樹木について森林保険を付保することとし、甲はこれを行うものとする。
- ③ 天災地変等の事由により保険事故が発生し、甲に支払われる保険金がある場合、甲は当該保険金額を経営管理実施権者に委託するものとする。
- ④ 経営管理実施権者が当該保険金を復旧の用に供するため、甲は当該保険金額を経営管理実施権者に帰属させるものとする。

(11) 災害等による経営又は管理の不実施

- 次に掲げる場合において、(1)に掲げる事項を実施する予定の森林について(1)に掲げる事項を実施することが不可能又は不適当になったときは、乙は、当該事項の全部又は全部を実施しないことができる。
- ① 災害その他の原因により当該森林の全部又は一部が損壊したとき
 - ② 路網の損壊等により当該森林への到達が困難となつたとき
 - ③ 当該森林の土地が公用、公用又は公益事業の用に供されるとき

(12) 損害の賠償

- ① 乙は、乙の責めによつて甲に不利益を生じさせたときには、その不利益に相当する額を支払うものとする。
- ② 乙の責めによつて甲に不利益が生じたときは、乙は損害賠償責任を負わない。

(13) 経営管理権の存続期間の満了時及び消滅時における清算の方法

- 経営管理権の存続期間の満了した場合において、甲との間で金銭の支払は生じないとともに、立木の所有権は甲に帰属するものとする。
- (14) 甲の通知及び届出
- ① 甲は、当該森林について、第三者に権利を移転若しくは設定する場合には、あらかじめ乙にその旨を通知しなければならない。
 - ② 甲及び甲の相続人又は受遺者は、当該森林について権利の喪失があつた場合、甲が死亡した場合その他当該経営管理権集積計画を変更する必要がある場合は連絡なく乙に申し出るものとする。

(15) 経営管理実施権配分計画の作成

- ① 乙は、甲から経営管理権の設定を受けた森林の一部又は全部についてこの経営管理権集積計画の内容に適合する限りにおいて、甲の同意を要さずに、経営管理実施権配分計画を作成し、乙が選定した民間事業者に当該森林の経営管理実施権を、甲及び乙に経営管理受益権を設定することができます。
- ② 経営管理実施権配分計画が定められる場合、経営管理実施権者が当該森林で経営管理を実施する義務を負い、甲は経営管理実施権者に義務履行を求めることができる。なお、乙は、経営管理実施権者に対する報告を徴収する義務のみを負う。
- ③ 甲が経営管理実施権配分計画により設定された経営管理受益権に基づき経営管理実施権に帰属する権利を受けたときは、当該支払を受けたものとみなす。

(16) その他

- この経営管理権集積計画に定めのない事項及びこの経営管理権集積計画に疑義が生じたときは、甲、乙が協議して定める。

別添1 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容 (C)

対象森林				経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容	
	所在	地番	林班	小班	
	釜石市栗林町	19-103-1	327	7-1	<経営管理実施権が設定される場合> ○業者、木材の販売、森林の保護等の権者で協議して決める場合 ○経営管理実施権が設定されない場合 ○この場合は、存続期間中に間伐を1回以上実施することによる複層林化を図るものとする。 ○これは、生物多様性に配慮するものと/or ○これは、火災、病害及び気象害の予防のため、年1回の森林の巡回を行うものとし、当該巡回は林道からの目視によって判断できる限りで行う。
①	釜石市栗林町	19-103-1	327	7-2	
	釜石市栗林町	19-103-1	327	7-3	
	釜石市栗林町	19-103-1	327	7-4	
	釜石市栗林町	19-103-1	327	7-5	
	釜石市栗林町	19-103-1	327	7-6	<経営管理実施権が設定される場合> ○業者、木材の販売、森林の保護等の権者で協議して決める場合 ○経営管理実施権者は、伐期を迎える間に10年ごとに間伐を実施するものとする。 ○この場合は、存続期間中に間伐を1回以上実施することによる複層林化を図るものとする。 ○これは、生物多様性に配慮するものと/or ○これは、火災、病害及び気象害の予防のため、年1回の森林の巡回を行うものとし、当該巡回は林道からの目視によって判断できる限りで行う。
②	釜石市栗林町	19-103-1	327	7-9	
	釜石市栗林町	19-103-1	327	7-10	
	釜石市栗林町	19-103-1	327	7-11	
	釜石市栗林町	19-103-1	327	7-12	<経営管理実施権が設定されない場合> ○業者、木材の販売、森林の保護等の権者で協議して決めるものとする。 ○この場合は、存続期間中に間伐を1回以上実施することによる複層林化を図るものとする。 ○おける必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものと/or ○これは、火災、病害及び気象害の予防のため、年1回の森林の巡回を行うものとし、当該巡回は林道からの目視によって判断できる限りで行う。
	釜石市栗林町	19-103-1	327	7-13	
	釜石市栗林町	19-103-1	327	7-14	
	釜石市栗林町	19-103-1	327	7-15	
	釜石市栗林町	19-103-1	327	7-16	<経営管理実施権が設定される場合> ○業者、木材の販売、森林の保護等の権者で協議して決める等、生物多様性に配慮するものとする。 ○この場合は、存続期間中に間伐を1回以上実施することによる複層林化を図るものとする。 ○これは、生物多様性に配慮するものと/or ○これは、火災、病害及び気象害の予防のため、年1回の森林の巡回を行うものとし、当該巡回は林道からの目視によって判断できる限りで行う。
③	釜石市栗林町	19-103-1	327	7-17	
	釜石市栗林町	19-103-1	327	7-18	
	釜石市栗林町	19-103-1	327	7-19	
	釜石市栗林町	19-103-1	327	7-20	
④	釜石市栗林町	19-103-1	327	7-21	

本材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭(D)の額の算定方法

対象森林				
所在	地番	林班	小班	
金石市栗林町	19-103-1	327	7-1	(1. 甲に支払われるべき金銭の額の算定方法)
金石市栗林町	19-103-1	327	7-2	(2. 木材の販売収益の額の算定方法)
金石市栗林町	19-103-1	327	7-3	(3. 伐採等による主伐に係る経費の算定方法)
金石市栗林町	19-103-1	327	7-4	(4. 留意事項)
①金石市栗林町	19-103-1	327	7-5	(1. 甲に支払われるべき金銭の額の算定方法)
金石市栗林町	19-103-1	327	7-9	(2. 留意事項)
金石市栗林町	19-103-1	327	7-10	(3. 伐採等による主伐に係る経費の算定方法)
金石市栗林町	19-103-1	327	7-12	(4. 留意事項)
金石市栗林町	19-103-1	327	7-16	(1. 甲に支払われるべき金銭の額の算定方法)
金石市栗林町	19-103-1	327	7-17	(2. 留意事項)

別添3 甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法

(経営管理実施権が設定されない場合)

- <時期>
 - 乙から甲に対して金銭の支払は行わない。

<相手方及び方法>

- 乙から甲に対して金銭の支払は行わない。

(経営管理実施権が設定される場合)

- <時期>
 - 経営管理実施権者から甲に対するDの支払については、伐採後、木材の販売収入額が確定後速やかに行うものとする。

<相手方及び方法>

- 次の支払先に支払うものとする。
(支払先) 甲の指定する口座